

第一二章 町村合併促進法の制定とこれに伴う町村合併

第一節 町村合併促進法の制定

一、法律草案から公布施行までの経緯

昭和二五年（一九五〇年）一二月、地方行政調査委員会が行った行政事務の再配分に関する第一次勧告に基づき、政府は市町村規模の合理化による基礎的公共団体の体制を整備することが緊要であることを強調し、翌二六年二月に勧告の趣旨の実現のため積極的措置をとることを表明するとともに、次期国会に提案を目的として関係法律の改正等の準備を行う旨の閣議決定を行った。

翌二七年八月、政府は地方自治法の一部を改正して、地方公共団体に規模の合理化に努力すべき義務を負わせるとともに、知事に市町村の廃置分合又は境界変更に関する勧告の権限を与えることとし、また一方では、特別立法の研究に着手し、二七年末一応の法律草案を完成したが、国会の会期、他法律の準備および当時政府の諮問機関として整備された地方制度調査会の人選が一二月に終わった直後で十分な審議ができなかったことなどの理由により第一五国会への提案は断念せざるを得ない状態となった。

一方全国町村会および全国町村議会議長会は、全国知事会および全国市長会の協力を得て、特別立法について積極的な研究を進め、すみやかな法案成立のため、両団体連名で自治庁に協力を申入れたので、自治庁も合同で研究を始め、翌二八年二月初旬にその成案を得た。そこで全国町村会および全国町村議会議長会は、参議院地方行政委員による第一五国会への提案を依頼し、同院では早速提案の運びとなったが提案前に国会が解散されてしまった。

総選挙後の第一六国会の、参議院地方行政委員会は、同二八年六月二日町村合併に関する小委員会を設置してこの法律の審議を開始し、七月二〇日地方行政委員全員の発議により参議院に法案を提出、同月二二日参議院を通過して即日衆議院に送付された。

衆議院においても、小委員会を設けて慎重審議の結果、小委員会では、

(一) 都道府県に設ける町村合併促進審議会委員には、原案の外に、都道府県教育委員会代表、都道府県内の市議会議長会代表及び市長会代表をも加えること

(二) 原案によれば、新設合併の町村にあつては、その協議によつて、旧町村議会の議員が引き続き二箇年以内はその職に在り得るとなつてゐるが、それでは長きに過ぎるものと認め、これを一箇年以内ということに短縮すること。

(三) 旧町村から合併町村に引き継がれた一般職の職員の身分取扱いにつき、合併後一箇年以内に退職を申し出たものに対しては、退職手当の支給につき、特に優遇しなければならないという規定をつけ加えること。

(四) 合併関係町村の中に、町村合併の際に、自治体警察を維持していたものとしからざるものがあつた場合においては、合併後三箇年以内は、従前、自治体警察を維持していた町村は、その町村の区域に限つて自治体警察を維持し続けてよいという原案の定める特例を、合併町村が新たに市となつた場合ならびに市が町村を編入合併した場合にも同じく適用するということ。

(五) 原案によれば、町村合併の申請があつた場合において、都道府県知事が六箇月以内に処分をなさないときは、関係町村は、議会の議決を経て、一定の期間内に内閣総理大臣に対して、審査の請求をなし、その処分を求めることができ、しかしして内閣総理大臣は、審査の結果、関係知事において処分を行わないことが、町村合併による町村規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、自ら、町村合併の処分を行うことができるという趣旨の規定が設けられてゐるが、この規定を本促進法の適用又は準用を受けない市町村の廃

置分合で町村の数の減少を伴うものについても適用があるものとする一項をつけ加えること。

の修正を決定し、参議院側と数回下交渉を行った末、八月五日漸く妥協したので、同月七日の本会議において地方行政委員会の一部修正議決通り可決され、即日再び参議院に回付した。参議院は八月八日の本会議において衆議院の修正に同意可決し、この法律が成立した。

町村合併促進法は、昭和二十八年九月一日昭和二十八年法律第二五八号として公布され、昭和三十一年までの三か年の時限法として一〇月一日から施行された。

要 望 書

昭二八・一〇・一〇内閣総理大臣、大蔵大臣、自治庁長官あて、
参議院地方行政委員長

町村合併は各方面一致の要望であつて、地方行政上は勿論国政上もこれに期待するところ大なるものがある。しかしながら、政府の方針のごとく、今後三箇年間に現在の町村数を三分の一に減少することは、実に明治二十二年の町村の大合併にも比すべき大事業であつて、政府の異常な決意が必要である。政府は本事業を完遂するため、関係各省一致協力これに当たるとともに、左の措置を講ぜられんことを望む。

右本委員会全員一致の議決により要望する。

要 望 事 項

- 一 法第二七条及び施行令第一二条の規定による町村合併の実施を促進するための町村及び道府県に対する補助金並びに国の所要経費に対しては二十八年予算補正より三〇年度に亘り少くとも三〇〇億程度の予算を計上すること
- 二 法第二九条及び施行令第一四条の規定による新町村建設計画の実施を促進するために必要な各省関係の合併町村に対する財政上の援助及び直轄事業費については、二十八年予算補正より三〇年度に亘り本法の趣旨を達成するに足る経費を計上すること。

三 新町村建設計画による新規事業に対しては、起債の総額を拡大し優先的に

之に充当し要望達成に努めること。

町村合併促進に関する要望書

(昭二八・一〇・一四衆議院地方行政委員会)

町村合併の促進は、ひとり町村の行財政能力を充実にせしめ、地方自治の基礎を拡大強化するばかりでなく、自治の運営を合理化して住民の負担を軽減し、かつ国政全般を通ずる行政の合理的運営を確保するために現下喫緊の要務である。ことに近時不幸にして災害相次ぎ特に弱小町村の復興は遅々として進まない状況に徴するにも、強力な町村の誕生はその復興の基礎をなすものといつても過言ではない。町村合併促進法は、今後三年間に、全国的な町村合併の大事業を遂行することをその趣旨とするものであるが、これがためには、政府においては、各省庁あて異常な決意を持ち勇断事に当ることが必要であると信ずる。本委員会は、全員一致の議決により、同法の適切な運用により、あらゆる障害を克服してすみやかに町村合併の画期的大事業を完遂することは、国政運営の基礎を固めるゆえんであることを確認し、政府において左のごとき措置をとられんことを強く要望する。

一 町村合併の大事業の成否は、一にかかつて町村合併促進法の運用に関する関係各省の積極的協力のいかんにあるのであつて、この協力態勢を早急かつ強力に確立すること。

二 町村合併の実施を促進するため町村及び道府県に対する補助金並びに町村合併促進のため国において要する経費については、本年度補正予算から昭和三十年度予算にわたり、町村合併促進法の目的を真に達成するに足るに必要なる額までは必ずこれを計上すること。

なお、町村合併を促進するための特別経費は、その一部を従来特別平衡交付金より支出しているが、大災害の発生等により特別の財政需要が著しく大なる事情にもかんがみ、特別の予算措置を講ずべきもので、特別平衡交付金より交付すべきものではないこと。

三 新町村建設計画の実施を促進するために、必要な関係各省庁の財政上の援助に要する経費及びその直轄事業のため要する経費については、法の趣旨を十分に達成するに足る額を計上し、かつ関係予算の優先的取扱ひの方針を確立すること。

四 地方債の総額を拡大し、新町村建設計画の実施にかかわる事業に要する経費に対しては優先的に地方債を充当し得るよう措置すること。
右決議する。

一、町村合併促進法の提案理由

町村合併促進法提案理由は、「この法律は、町村が町村合併により組織及び運営を合理的かつ能率的にし、住民の福祉を増進するよう規模の適正化をはかることを積極的に促進し、もって町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。」ものであるが、提案者である参議院地方行政委員全員の代表議員は昭和二十八年七月二二日のように提案理由の説明を行っている。

町村合併促進法提案理由説明

(昭二八・七・二一参議院地方行政委員長 内村清次)

町村合併促進法案につきまして、提出議員を代表致しまして提案の理由並びにその内容の概略を御説明致します。新しい地方制度になりましてから、ここ数年その間における地方自治の進展には見るべき多くのものがありますが、同時に地方自治の確立を目標とする数次の改革にもかかわらず、その結果には予期に反するものも多いのであります。

これは歴史的な特殊事情に基づくことも多いのでありますが、同時に最近までに行われました数次の改革の内容に未だ至らざる点があることを併せて、基本的地方公共団体として都市並びに町村の規模があまりにも狭小に過ぎ、新制度下において負担すべき責務に比較してあまり弱小場合が多いことも一つの重要な原因と思っております。

新憲法の根本方針を貫徹するについては、地方自治の拡充がその前提であることはあまねく認められているところでありまして、それについては、現在の町村についてその規模を適正にすることがまず出発点と考えるのであります。御承知の如く憲法には特に地方自治の一章を設け、地方自治本旨について規定し、またその他の関係諸法規とあわせまして、地方公共団体については直接的な民主政治制度の要素を多く採用致しまして、地域的政治社会の発進を期待し、

それに伴うべきものとして機能の拡充、国の権力的関与の排除、自主的な財政権の附与等を計っているものであります。これを徹底し、またそれによって国と地方とを通じての民主政治の完成と行政の能率化、ひいては住民の福祉の増進を期待するについては、町村規模の適正化が先決問題であるということなのであります。

町村の数は昭和二十七年一月一日現在で九、七七四でありまして、これを明治二十二年の大合併によって一五、八二〇町村となった当時の数に比較致しますと相当の減少となっているようであります。この間の町村数の減少の多くは市の設置或は市への編入によつたものであります。それでありまして、町村の規模は現在においても極めて狭小のものが多く、数字的に申しますと人口段階別の調べでは人口五、〇〇〇以下の町村の数は全町村数の六三・四パーセント、人口八、〇〇〇以下と致しますと実に八六・三パーセントということになつているのであります。しかしその中、大部分を占めるのは人口二、〇〇〇乃至五、〇〇〇の町村でありまして、人口二、〇〇〇乃至三、〇〇〇のものが二〇パーセント、人口三、〇〇〇乃至四、〇〇〇のものが一九パーセント、人口四、〇〇〇乃至五、〇〇〇のものが一五パーセントということになつているのであります。また面積の点について見ましても、北海道を除く全国平均は二八・六一平方キロということになるのであります。

以上の数字が示すところは、要するに最近における交通通信の進歩、産業経済の発達、或は町村を単位とする行政内容の非常な向上にかかわらず、その単位としての町村の規模は自然の推移に放任されたことによりまして、全く実情に合わないということになつていることを示すものであります。

ただ、私共と致しましては町村規模の適正化を急にするのあまりに、それについて国或はその他の機関が、権力的に関与するということは避けなければならぬと思ひます。地方自治の本旨の根本が団体自治と住民自治にあると思ひます時に、その合併を推進致しますについても、まず考えられるべきことはその町村の自発的意欲によつて合併の進むことを期待致すべきものと考へます。本法案をまとめますについて私共が終始、念頭に置きましたのはこの点でありまして、促進についての勧奨的措置或は合併についての関係法令上の障害を除去する措置を中心として取り上げて諸規定を設けているのもこの意味であります。

従来、国の方針として行われました町村の合併は、市制、町村制の実施に際して行いました明治二十年の大合併であります。当時、憲法の制定或は国会開設を前に政府は地方行政機構の整備をその前提として取り上げ、七万以上ありました町村をわずかに一年有余の間に強制的な合併によりまして一五、八二〇町村に減少せしめた訳であります。この時の知事会議における政府当局の訓示はあまねく知られているところでありますが、その中には『今や中央政府の制度を整備するに当たり、これに先立って地方自治の制を立てんとするは目下の急務なり。地方制度整備せずしてひとり中央の組織を完備せんことを求むるは決して順序を得たるものに非ざるなり。故に国家の基礎を鞏固ならず、家屋ひとりよく堅牢なるの理あるべからず』と述べているのであります。これによりまして徳川時代の単位をそのままに受け継いだ明治初年の町村は近代国家の行政の単位に転換するに必要な程度の規模のもと改編されたのであります。

事情はやや異なりますが、町村を改編してその規模の適正化を計ることは急務中の急務と云わなければならないのであります。ただ、地方自治の本旨にかんがみ、その方法にも自ら異なるものがあるべきことは既に申し述べたところの如くであります。

法案の第一章総則中に第一条目的として『この法律は、町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を計ることを積極的に促進し、もって町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする』と掲げましたもの以上の趣旨によるものであります。

法案の内容の概要は第一章を総則と致しまして、右の目的を掲げましたほか、用語の定義、町村の規模等、総則的事項を規定し、

第二章は『他の法律の特例』として議員の任期、定数等に関する特例のほか町村合併について多くの法律の特例を規定致したのであります。

これらはいずれも合併について勧奨的措置となるものを定め或はその障害となるものを排除した諸規定であります。

第三章は『町村合併及び新町村建設計画の実施』に関する諸規定を掲げ、第四章はその『促進』について規定し、

第五章は『雑則』としてその他の関係規定をとりまとめて掲げたのであります。法案の各条項についての説明はお手許に要綱もお配りしてありますので、

きわめて概要に止めます。

(概要説明省略)

以上提案の理由、並びに内容の概略を御説明中上げましたが、速かに御賛成あらんことを願申し上げる次第であります。

第二節 町村合併促進法の概要

町村合併促進法は、総則、他の法律の特例、町村合併および新市町村建設計画の実施、町村合併および新市町村建設計画の実施の促進、雑則の五章、三九か条からなっているが、その内容として合併は、町村の自発的な意思によつて行われるべきで、その促進をはかるために県に町村合併促進審議会を設けることができること、漠然とした合併でなく、合併しようとする町村は予め知事の意見を聴き、新町村建設の基本方針、役場、学校、病院等の統合整備、道路、橋梁等の整備などを内容とする新町村建設計画を策定しなければならないこと、その他、他の法律との関係において種々の特例または特典を認め、三か年の法の有効期間中に合理的な町村を急速に実現することをあげている。

政府は促進法の施行にあたり、一〇月五日付自治庁次長名をもつて都道府県知事あてに通知を出し、法律の概要と運用上の具体的な指示を与えるとともに、市町村はもとより、ひろく住民全般に法の趣旨を周知徹底させ、その目的達成のため積極的に努力するよう要請した。

町村合併促進法施行に関する件通知

昭二八・一〇・五 自乙発第七二五号
各都道府県知事あて 自治庁次長通知

去る九月一日法律第二五八号として公布された町村合併促進法は、一〇月一日から施行されることとなり、同法施行令は政令第三二三号として本日公布即日施行せられることとなった。

町村合併により弱小町村を解消し、町村規模の適正化を図ることは、地方自治の基盤を強化し、地方行政を簡素合理化する基本であるのみではなく、国政

全般の合理的能率的運営に寄与するところが多いのであって、政府は、去る九月一日の閣議において、町村合併促進の施行を機とし今後三年間に、概ね現在の町村数を三分の一とすることを別途として強力にその推進に当る方針を決定し、これがため関係各省庁、地方公共団体の代表者及び学識経験者をもつて組織する町村合併促進本部を内閣に設け、町村合併に関する基本方針及び基本計画を定め、この画期的な大事業を推進することとなつた。

同法の施行その他町村合併の実施上の諸般の措置については、各都道府県における関係各機関の積極的協力にまつところが頗る多いのであって、全国的な町村の再編成の歴史的事業の成就是、帰するところは関係町村の自主的発意によらなければならないが、それは各都道府県を単位とする町村合併促進の体制の整備と町村合併の気運の醸成のいかにかわるものと存ぜられる。

つては、同法の施行にあたり左記事項に御留意の上、町村合併の促進に關し格別の御尽力をお願いしたく、なお、管下市町村はもとより、ひろく住民全般に対して同法の趣旨の周知徹底を期し、挙げてその目的達成に努めるよう御指導相成りたい。

記

第一 総則に関する事項

一 この法律は、小規模町村が相互間の合併又は他町村への編入により町村の規模を適正化することを積極的に促進して、町村の組織及び運営を合理的且つ能率的にし、もつて住民の福祉を増進し地方自治の本旨の実現に資しようとするものであって、そのために行政両面にわたり特例的措置を講じ、町村合併に伴うあらゆる障害を除去するとともに、あわせて関係町村の自主的な合併をすすめるために国及び都道府県が積極的に援助、助言又は指導を行うことを定めるものであること。

二 この法律は、町村合併による町村規模の適正化を促進することを目的とするものであるが、町村の事情によっては、市に編入することによりその解消を図つて目的を達する方が適切な場合も少なくなく、かかる場合は、町村を編入する中小都市についてもこの法律の特例措置を認めることが適当と考えられるので、人口五万未満の市及び人口五万以上一〇万未満の市で都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴いて関係町村の編入等についての勧告を行つたものについては、この法律の規定の全部又は一部が準用されるものと

されていること（法三六・三七）。

三（一） この法律における「町村合併」とは地方自治法第七条の規定による市町村の廢置分合又は境界変更であつて、町村の数が従前の関係町村の数より減少することとなるものを指すものであること（法二）。

（二） この法律における「合併町村」とは（一）にいう「町村合併」により新たに設置せられ又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村であつて、新町村建設計画の実施にあたるものを指すものであること（法二II）。

（三） なお、地方自治法第七条の規定に基づく町村の廢置分合又は境界変更に関する関係町村の申請があつた場合に都道府県知事がこれに関する処分を六カ月以内に行わないときは、関係町村は、議会の決議を経て当該期間の経過後六カ月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができるとし、内閣総理大臣は、審査の結果都道府県知事の処分を行わないことが町村合併による町村の規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、自ら処分を行うことができるものとされたこと。この措置は、この法律の適用又は準用のいかにかわららず、市町村の廢置分合で町村の数の減少を伴うものについては、すべて適用されることを留意されたいこと（法三三）。

四 町村の適正規模としては、概ね、八千人以上の住民を有することを標準とされているが、地勢、人口密度、経済事情、都市計画、地方の総合開発計画その他の具体的な事情に照して、個々に決定されることが必要であつて、具体的な事情の下において行政能率を最も高くし得るようになされる限り新町村の規模を大きく定めるべきものであること。従つて、必ずしも人口八千人は絶対的な標準ではなく、島嶼等地勢上真に已むを得ない町村にあつては、たとえ人口八、〇〇〇人に満たない合併であつてもこの法律の適用はあるのであるが、人口八、〇〇〇はあくまで最低の標準であつて、基礎的地方公共団体として、できる限り規模を増大することが望ましく、町村の具体的な事情に応じて平均二三カ町村程度の合併よりむしろ四五カ町村程度の合併によることが合併も容易であり、望ましいと考えられること（法三一）。

五 町村合併計画及び町村合併促進審議会

（一） 都道府県知事は、昨年の地方自治法の一部を改正する法律（昭和二

七年法律第三〇六号)により市町村の規模の適正化を図るため市町村の廃置分合又は境界変更に関する計画を定めて、これを関係市町村に勧告し得ることとせられた(地方自治法八の二)のであるが、町村合併に関する同計画の策定に関しては、この法律においては、各都道府県に町村合併促進審議会を設置してこれを調査審議することができることとせられたこと。

しかしながら、町村合併促進審議会により町村合併に関する計画策定についての調査審議は、地方自治法第八条の二第二項以下の規定の適用を排除するものではないが、町村合併促進審議会の構成員は、同条第二項の規定により都道府県知事その意見を聴くべき関係機関又は関係者として規定せられているものを含めるよう任命することが適当と認められること。従って町村合併に関する計画の策定にあたっては、町村合併促進審議会の調査審議を経るの外、関係町村及び当該都道府県の議会の意見を聴かなければならないものであること(法四、地方自治法八の二II)。

(二) 町村合併促進審議会は、町村合併に関する計画を調査審議する都道府県知事の附属機関として設置されるものであるが、更に、都道府県知事の求めに応じて町村合併の促進について啓発、宣伝、勸奨及びあっせんを行うことができる機関とせられているものであること。なお、町村合併に関する計画は地元事務所又は郡等の単位ごとに調査審議されることが予想されるがその際必要があれば町村の議会又は長の連合組織が推進する議会の議長又は町村の長をしてこれらの区域の代表者を審議会の委員に加えることも、又、必要に応じてこれらの区域の代表者を臨時に委員とする措置を講ずることも差し支えないものであること(法四)。

(三) なお、この法律による町村合併の促進は、全国的に全町村について規模の適正化を図り、地方自治の基礎を強化しようとするものであつて、単に個々の市町村の個別的な立場によることなく、すべての市町村についての総合的な計画を基礎として行われるべきであるから、速かに全都道府県の区域にわたる町村合併に関する計画を定め、これに基づいて個々の合併を促進されたいこと。右計画作成前において現に進捗中の町村合併についても右の総合的な計画を予定しながら、合理的に行われるよう充分の配慮を願いたいこと。

更に全国的な全町村の規模を適正化しようとするときは、特に、郡又は

都道府県の区域にわたつて町村合併を考慮することが適当と認められる場合も予想されるのであるから、専ら関係住民の福祉と自治運営の合理化の見地から、この際充分な検討と配慮を願いたいこと。

六 新町村建設計画及び町村合併促進審議会

(一) 新町村建設計画は、合併関係町村間において、合併後の新町村の建設に関する総合的な基本計画として策定するものであつて、旧来の町村の立場に拘泥することなく、真に関係住民の負担を軽減しその恒久的な福祉を増進するために、町村合併に伴う新町村の一体化と新町村の行政の合理化、能率化を実現する見地から策定する必要があること(法六、七)。

(二) 新町村建設は、町村合併の行われる日まで合併関係町村の協議により策定せられるものであるが、その計画案については、予め都道府県知事の意見を聴いて、新町村に相応しい実施可能な総合計画とすることが必要であること。決定せられた建設計画は、都道府県知事においてその意見を付して内閣総理大臣に提出しなければならないが、内閣総理大臣は、関係各省大臣にこれを通知するとともに、当該計画の実施を促進するために、その措置について国の関係行政機関に対してのみではなく、当該計画が不適当と認められる場合においては、その変更について新町村に対してもあっせんを行うことができるものとせられていることに留意せられたいこと。なお、合併前に新町村建設計画の具体的細目を協議決定することが困難な事情がある場合においては、簡素な建設計画を一応策定して置き、合併後にこれを変更することとするこもやむを得ないと考えられること(法六、八、二八)。

(三) 町村合併促進協議会は、相互間において合併を行うことを決意した町村間の協議機関として設立されるものであるが、その設立に要する規約その他はつとめて簡素に定めるとともに、委員として参加する者は町村合併に伴う新町村建設計画の策定等に関し、広く識見を有する住民の代表者を加えるように配慮すること。なお、事実上の協議機関を設けてこれに代えることも妨げないものであること(法五)。

第二 他の法律の特例に関する事項

一 この法律においては、町村合併の促進に関し、法律上当面の障害となると認められる事項について特例を設けてこれを排除するとともに、町村合併を

積極的に促進する特例的措施を講じようとするものであること。

二 右の特例中の主要なものを列記すれば次のようなものであること。

(一) 議員の任期、定数に関する特例(法九)

1 町村合併の際合併関係町村の議会の議員の地位にある者で、当該合併後も引き続き合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものについては、合併前に関係町村の協議により、新設合併においては合併後一か年をこえない範囲でその協議で定める期間、編入による合併においては編入する町村の議会の議員の残任期間に相当する期間は、引き続き、新町村の議会の議員として在任することができることとされたこと。従って、その在任期間中は地方自治法第九一条の規定にかかわらず、新町村の議会の議員の現在数をもって定数とするが、当該期間中に議員に欠員が生じ又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて同法同条の規定による定数に至るまで減少することとされたので、正規の定数に至るまでの間は、補欠選挙は行わないものであること。

2 (一)の特例によらない場合においては、合併前の合併関係町村の協議により、新設合併にあつては議員の一任期間、編入合併にあつては編入する町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限つて、地方自治法第九一条に規定する新町村の議会の議員の定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議員の定数を増加することができるものとされたこと。従つて、この特例によるときは、新設合併にあつては議員の一般選挙を、編入合併にあつては補欠選挙を、公職選挙法に定める手続により、合併後連やかに行わねばならず、又、右期間中に欠員が生じた場合においては、補欠選挙を行うものであること。

(二) 市町村の境界変更に関する特例(法一〇、一一)

1 町村の区域内の町、字その他地理的又は社会的なまとまりが町又は字に準ずる地域の住民は、地方自治法第八条の第二項の規定により都道府県知事の町村合併に関する計画の勧告と一致する場合には、当該町村の議会の反対議決にかかわらず、住民投票によって、その地域について市町村の境界変更をなし得る途を開かれたこと。

2 即ち、右の地域の住民は、地方自治法第八条の第二項の規定により都道府県知事が町村合併計画について関係町村に対して意見を求めたときは

当該地域に係る選挙人名簿に記載された者の総数の五分の三以上の連署をもってその代表者から、当該地域に係る市町村の境界変更に関する意見を提出することができるものとされ、都道府県知事の町村合併に関する計画がその意見を採用してこれに関する勧告が当該町村に対してなされたにもかかわらず、町村の議会がこれと異なる議決をした場合には、当該地域の選挙人の投票を行い、その五分の四以上の賛成があれば、都道府県知事は、当該地域に係る市町村の境界変更に関する地方自治法第七条第一項の規定による申請があつたものとして、その処分を行うことができるものとされたこと。

3 当該地域の選挙人の署名の収集及びその法定署名数の確認は、都道府県の選挙管理委員会の指定する当該都道府県の選挙管理委員会又は当該町村の選挙管理委員会の職員が立会及び確認によつて行うものとされたこと(令一四)。なお、当該地域の手続は、概ね一の地方公共団体のみに適用される特例法についての選挙人の一般投票の手続きに準じて定められたこと(令五一)。

(三) 警察法の特例(法一一)

合併関係町村のうち町村合併の際自治体警察を維持していたものと維持していないで国家地方警察の管轄区域に属していたものがある場合においては、合併後の町村としてはその全区域にわたつて自治体警察を維持すべきものとなる場合においても、合併前に合併関係町村の協議が整えば、町村合併後三か年以内の期間に限り、自治体警察の管轄区域は従前の町村の区域のみとし、その他の区域は国家地方警察の区域のままとしておくことができるものとし、その期限内に自治体警察を廃止するか又は全区域を自治体警察の管轄とするかを決定し得ることとされたこと。

(四) 地方財政法の特例(法一三、二九三)

新町村建設計画に掲げる事業で当該合併町村の永久の利益となるべきものについては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五か年度に限り、地方財政法第五条第一項の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとされ、これらの地方債を起すことの許可については、国は、新町村建設計画の実施を促進するため特に配慮されたものとされたこと。

(五) 地方税法の特例(法一四)

合併関係町村間に、地方税の賦課に関して著しい不均衡があり、合併後直ちに全区域にわたって均一課税をすることが著しく困難と認められる特別の事情がある場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三か年度に限り、従来の旧町村間の不均衡の程度を限度として不均一の課税をすることができるとされたが、右は過渡的に不均一の賦課を認めなければ一部の住民に急激な負担の増加を来し、ために合併を困難ならしめるような特別の事情があることを必要とする趣旨であって、かかる場合においても、町村の一体性を確保し住民負担の公平を期するために、特例期間はなるべく短くするよう措置すべきこと。

(六) 地方財政平衡交付金の特例(法一五)

合併町村に対し交付される地方財政平衡交付金の額は、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五か年度に限り、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなおそれぞれ旧町村の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定される額とされたこと。

(七) 国有財産特別措置法の特例(法一六)

合併町村は、新町村建設計画の実施上当該合併町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合には、国有財産特別措置法第三条一項に規定する場合に限定することなく、国有財産中の普通財産の譲渡又は貸付けを受けることができるものとされたこと。

(八) 国有林野整備臨時措置法の特例(法一七)

合併町村は、新町村基本計画による基本財産の造成上必要があると認められる場合においては、町村合併後五か年間に限り、合併町村の区域に係る国有林野を、国から売り払い又は交換を受けることができるものとされたが、右は、国有林野整備臨時措置法第一条第一項各号に規定する国有林野に限定されることなく、国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除く以外は、広く国有林野をその対象となし得るものであること。

第三 町村合併及び新町村建設計画の実施に関する事項

一 町村合併の実施に関して最も肝要なことは、住民のすべてがよく町村の現在及び将来を察し、町村合併の意義及び目的を理解するように都道府県及び市町村の関係機関はもとより、公共的団体等の協力も得て、その啓発に努め

ることにあると思われるので、これについては格別の配慮を願い、町村合併についての正しい理解と納得とを全住民から得られるようにされたいこと。

二 町村合併に際しては、合併関係町村の基本財産、特に町村有林野等は、当然に新町村に引き継ぎ新町村の維持発展のために管理経営すべきものと考えられるが、特別の事情があつて統合することが適当でないとも認められるときは、特に旧町村の区域をもって財産区を設けて管理する途が開かれたこと。

右に関連して特に留意されたいことは、町村合併に際してこれらの財産を処分し、関係者に分配する等の事例のあることを耳にすることであって、かくの如きことは、本来長久の計を図りその基礎を確立するための町村合併の目的に違背し、且つ、この法律により合併町村の基本財産造成のための特例的措置を講ぜんとする趣旨を全く没却するのみでなく、ひいては山林の荒廃を結果し国土の保安上憂慮すべき事態を招来する因ともなるので、厳にこれを抑止し、町村有林野を一体として永久にその合理的管理を確保するよう特段の配慮を得たいこと(法二二)。なお、かくの如く公有財産の適正な管理を怠り、この法律の本旨に背反するような場合においては、この法律の適用については相當な考慮をなさざるを得ないものとなるべきこと。

三 合併町村に対する事務引継に当つては、誠実を旨とし、引き続き新町村の発足に支障ならしめるようにとめるべきものであること。なお、未払の債務とは現に弁済期限が到来しているにかかわらず、弁済を了していないものを指すのであって、長期にわたる地方債等の如き債務は、これを新町村に引き継ぐべきものであり、これらの負債額についての町村間の不均衡等の調整は、新町村建設事業の計画及びその実施の過程等において行うべきものと考えられること(法二二)。なお、右に関連して町村合併を見越して不相応な事業を計画し、債務を負担する等の向きがあるやに聞き及ぶのであるが、かくの如きことは二に述べた公有財産の処分と同様の趣旨により厳に戒しむべきものであること(法二四)。

第四 町村合併及び新町村建設計画の実施の促進に関する事項

一 町村合併及び新町村建設計画の実施の促進を図るため、国及び都道府県は行財政両面にわたつて合併町村を援助することとせられ、そのため特別の措置が講ぜられることとされたこと(法二七―三一)。

二 町村合併促進のため国は、予算の範囲内において町村及び都道府県に対し

て補助金を交付することができることとせられ、補助は、町村合併に関する調査及び計画の作成、町村合併に関する啓発宣伝の実施、町村合併促進審議会の運営、その他町村合併を促進するための事務に関する経費について行われ得るものとされたこと（法二七、三六、三七、令一一、一三、一六）。なお、新市町村建設計画に基づき設定した合併町村の部分林の造成についても、予算の範囲内において合併町村に対して補助金を交付することができるものとされたこと（法二九IV）。

三 合併後の市町村建設計画の実施を促進するため、国は、当該計画に掲げる事業についての財政上の援助については、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り優先的な取扱いをするものとするともに、国の事業についても同様措置するものとされたこと（法二九I、II、令一四I）。

四 右の外、国が行う行政上の措置についても、合併町村のために、法令及び予算の範囲内において特に配慮するものとされたこと（法二九III、令一四II）。

五 都道府県は、国に準じて町村合併及び新町村建設計画の実施の促進のために必要な措置を講ずるものとされたこと（法三〇I）。

第三節 国における町村合併推進状況

一、町村合併推進本部の設置

政府はこの法律の施行に先だち、九月一日町村合併促進に関する閣議決定を行い、「(一) 促進法が効力を有する三か年間に概ね町村数を三分の一に減少することを旨とする。(二) 町村合併を推進するため町村合併推進本部を設置する。」との町村合併促進に関する基本方針を決定するとともに、同日「町村合併促進法の公布にあたって」と題する内閣総理大臣談話および「町村合併の促進に期待する」と題する自治庁長官談話をそれぞれ発表して、町村合併推進に関する政府の所信を表明し、町村当局者および地方住民はもとより関係機関の協力と支援を要望した。

続いて政府は、さきの閣議決定に基づき、町村合併推進本部要綱を決定し、総理府に自治庁長官を本部長として国の職員、地方公共団体の代

表者、学識経験者など二十九人を委員とする町村合併推進本部を設置した。推進本部は町村合併基本計画を協議するとともに政府各省庁と地方公共団体間の連絡調整をはかり、町村合併の中心的推進力となつて活動した。町村合併促進に関する閣議決定、内閣総理大臣談話並びに町村合併推進本部要綱と同本部の構成は次のとおりである。

町村合併促進に関する件（昭二八・九・一一 閣議決定）

町村合併促進法の成立に際し、小規模町村合併による町村規模の適正化は、地方自治の基盤を強化し、地方行政を簡素合理化する基本たるにかんがみ、同法の施行については、左記要領により、強力に町村合併を推進するものとする。

記

一 政府は、今後三か年間（同法が効力を有する期間）に別に定める町村合併基本計画に基づいて、概ね町村数を三分の一に減少することを旨として町村合併を促進するものとする。

二 右の基本計画を審議し、町村合併を推進するため、関係各省庁の職員、地方公共団体の代表者及び学識経験者をもつて構成する町村合併推進本部を設けるものとする。

備考 推進本部は非公式の機関とし、総理府に置くものとする。

町村合併促進法の公布にあたって（昭二八・九・一一 内閣総理大臣談話）

去る九月一日町村合併促進法が公布せられ、来る一〇月一日を期して施行せられることとなつたが、町村の規模を拡大してその適正化を図ることは、地方自治を強化するためにも、現在の複雑な内政の処理を簡素合理化するためにも極めて緊要なことであつて、このことはかねて識者の指摘してきたところである。この度、同法の施行により、全国的に町村合併が進められるならば、単に弱小町村が解消されるのみではなく、行政制度全般の合理化の基礎が固められ行政効率の向上に寄与するところがすこぶる大きいものと確信する。

今回の町村合併の計画は実に、明治の新政府が市制町村制の施行に先立って断行した町村の大合併以来の大事業であつて、地方行政の進展上正に一時期を画するものである。一万の現町村は、六十有余年間よく住民各位の協力と選良

有志の努力とにより、堅実な経営を続け、民生の向上と国運の進展とに大きな役割を演じてきたのであって、深い敬意を表するにやぶさかではない。しかしながら、その間交通経済の発達は著しく、自治行政の内容も質、量共に変化し殊に、民力の充実と行政の飛躍的發展を期すべき秋に当り、従来の町村規模をもつてはよく今後の自治の経営に全きを期することができない。行政としては、現在の町村を今後三年間に約三分の一とする目的の下に挙げて町村合併の促進に努力したい所存である。

町村合併は、いうまでもなく町村住民全体の自主的発意に待たなければならぬ。幸いにして、住民各位には、国民各層の協力と支援の下に、よく町村行政の現在と将来とを察し、真に住民の負担の軽減と福祉の向上とを図るために町村の再編成を断行し、地方自治今後の発展と国政の基盤としての新町村の建設にまい進せられんことを衷心期待して已まない。

町村合併推進本部要綱

一 設置

本部は、町村合併を促進するため、町村合併基本計画及びこれに基づく町村合併に伴う基本対策を協議し、関係各省庁及び地方公共団体間の連絡調整を図るものとする。

二 構成

本部長は、自治庁長官たる国務大臣とし、委員は、法制局長官、内閣官房副長官、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、郵政省および建設省の各次官、行政管理庁次長、国家地方警察本部長官、自治庁次官、都道府県、市町村をもつて構成する国家的組織の推薦する代表者並びに学識経験者をもつて充てるものとする。

三 運営

本部の任務は、内閣総理大臣官房において掌るものとする。

町村合併推進本部構成員

本部長 国務大臣自治庁長官 塚田十一郎

(政府関係)

委員	官房副長官	江田美登留
〃	大蔵次官	河野一之
〃	文部次官	田中義男
〃	厚生次官	木村忠二郎
〃	農林次官	東畑四郎
〃	郵政次官	大野勝三
〃	建設次官	稲浦鹿蔵
〃	自治庁次長	鈴木俊一
(地方公共団体関係)		
委員	大阪府知事	赤間文三
〃	富山県知事	高辻武邦
〃	埼玉県知事	染谷清四郎
〃	大阪市長	中井光次
〃	川崎市長	金創不二太郎
〃	兵庫県議会議長	有沢与七
〃	岐阜市議会議長	辻直吉
〃	宇都宮市議会議長	高橋新吉
〃	茨城県結城郡石下町長	関井仁
〃	大阪府豊能郡裏面町長	広瀬勝
〃	大阪府中河内郡石切町議会議長	辻龍太郎
〃	香川県綾歌郡宇多津町議会議長	大西嘉太郎
(学識経験者)		
委員	地方制度調査会委員	嶺山政道
〃	全国指導農業協同組合連合会会長	荷見安
〃	元内務次官	狭間茂
〃	新聞協会会長	小田島定吉
〃	地方財政審議会委員	荻田保
〃	公明選挙連盟副会長	河原春作
〃	主婦連合会副会長	船田文子
〃	二九文部次官	三辺長治
〃	元知事	三島誠也

二、町村合併基本計画および基本方針の決定

町村合併推進本部は、昭和二十八年一月二十四日の会議において「町村合併促進基本計画」を定め、次いで同年一月二十二日「町村合併基本方針」を決定して、それぞれ閣議決定のうえ政府の合併指針とした。

さらに町村合併推進本部は、その所期の目的を達成するために町村の自発的意思の自然的盛り上がりをもつただけでなく、積極的な町村合併の気運を醸成することが必要であることを認め、広報宣伝の方針および要領として「町村合併促進の広報宣伝実施計画」および「町村合併促進の啓発宣伝に当って主眼とすべき事項」を決定し、政府ならびに地方公共団体に対して活発な広報宣伝活動を行うことを要請した。その後、二十九年四月二十二日「町村合併強調週間」を設けて二十九年度の合併目標八〇パーセントの進捗を図った。

町村合併促進基本計画

〔昭二八・一〇・二四 町村合併促進本部決定〕
〔昭二八・一〇・三〇 閣議決定〕

町村合併促進法の施行に伴う九月一日の町村合併に関する件閣議決定の方針に則り、昭和三十一年九月末日まで（町村合併促進法の有効期間中）に、小規模町村（人口八、〇〇〇未満）を合併し、町村数を約三分の一に減少することを目的として、おおむね、左記の要領により町村合併を促進するものとする。

記

- 一 人口八、〇〇〇未満の町村八、二四五（昭和二十八年九月一日現在）の九五パーセント七、八三二を次のように合併して解消するものとする。
 - 1 七、八三二町村中一、五〇〇町村は市又は人口八、〇〇〇以上の町村に合併して解消すること。
 - 2 七、八三二町村中残りの六、三三二町村は、平均四か町村ごとに合併して一、五八三町村とすること。これにより差引き四、七四九町村が減少すること。

3 1及び2により減少する町村の合計数は、六、二四九、合併計画完了後の町村数は、三、三七四となること。

二 昭和三〇年四月に、大多数の町村では議員及び長の選挙が行われるので、それまでに目標の八〇パーセントを達成することを目的として、次の表により合併を行うものとする。

年度別区分	合併減少		減少町村数の内訳				備考
	進捗率	町村数	一府県町村減少	市・大町村の合併町村数	平均一府県町村相互	町村相互	
昭和二十八年年度	二五%	九七	約三	三五	約五	七三	
昭和二十九年度	六五四〇	二〇	約六	九五	約三	三〇八	
昭和三十〇年度	一〇	六五	約四	一五〇	約三	四五	
昭和三十一年度（九月末日まで）	一〇	五五	約四	一五〇	約三	四五	
計	一〇〇	六二四九	約三七	一、五〇〇	約三	四七四九	

三 二の目標を達成するため

- 1 各都道府県においては、おおむね、本年中に管下町村の実態調査を終了するものとする。
- 2 各都道府県においては、一月一日までに町村合併促進審議会を設置し昭和二十九年三月末日までに各都道府県別町村合併計画を作成するものとする。

四 政府、都道府県、市町村及び関係機関等は、昭和二十八年年度中は、町村合併に関する啓発宣伝その他合併の準備に力を注ぎ、昭和二十九年度中に本格的な合併を実施するものとする。

町村合併基本方針

〔昭二八・一二・一二 町村合併推進本部決定〕
〔昭二八・一二・一八 閣議決定〕

全国的に小規模町村の合併を計画的合理的に行い、もって町村の能力を充実

しその運営を合理的能率的ならしめて、地方自治の基盤を強化し、今後の自治の経営に全きを期するとともに、国及び地方を通ずる行政を合理化する基盤を固めるものとする。

町村の合併は、単に目前の利害や従来の感情、ゆきがかかり等にとらわれることなく、交通、経済、文化の発達、行政の進展等に応じて、真に住民の福祉を恒久的に向上することを期するものとし、次の各項の要領で、これを行うものとする。

(一) 法第三条の規定によれば、町村の標準人口は八、〇〇〇人以上とされているが、行政効率をなるべく向上發揮する見地から、団体の実情に応じることができるだけ規模を大きくするよう適切な計画を作成するものとする。

(二) 町村の合併は、単に個々に町村の個別的な利害を考えるのみでなく、全町村について広く国及び都道府県全体の立場から考慮して、全般的に均衡のとれた町村の規模の適正化を図るべきであつて、いやしくも一、二の弱小町村が取り残される等自治行政の将来に禍根を残すことがないように留意すること。

(三) 町村の合併は、専ら関係住民の福祉と町村の規模の適正化と基礎として具体的実情に応じて行うべきもので、郡の境界に拘泥しないように配慮すること。

なお、都道府県の境界にわたつて町村の合併又は境界変更を行うことが適当と認められる場合においても、同様に大局の見地からその解決を図ること。

(四) 今回の町村合併の促進は、すべての町村にわたつて、町村間の合併によりその規模を適正化し、その能力の増強を図ることを目的とするものであるが弱小町村を解消するために市に編入することが適当であると認められる場合には町村と市との合併を考慮すること。

(五) 町村の合併計画は、概ね、次に掲げる事情を考慮して作成すること。

1 関係町村間に、地勢、交通、通信、産業等の相互関係が深く、自然的及び経済的基盤の一体性が認められうること。

2 関係町村間において各町村の住民の人情、風俗、習慣等が類似し、又は特に著しい相違がなく、将来一の共同社会として自治意識を醸成することができらるものであること。

3 地方の総合開発計画、都市計画等を十分に勘考し、その方針に照応して

町村の合併計画を定めること。

4 全部事務組合又は役場事務組合を組織している町村間にあつては、その組織町村の合併を図ること。

5 小中学校、病院、漁港、警察、国民健康保険、水道その他の公営企業等について一部事務組合を組織している町村間にあつては、特別の事情のない限りその組織町村のすべての合併を図ること。

6 地方自治法に定める協議会を設置し或いは機関の共同設置を行っている町村間にあつては、できる限り関係町村の合併を図ること。

7 児童の義務教育、その他の事務の委託関係にある町村にあつては、特別の事情のない限りその合併又は境界変更を図ること。

8 水道、バス事業、病院、墓地、火葬場等のいわゆる営造物の区域外設置の関係にある町村間にあつては、特別の事情のない限りその合併又は境界変更を図ること。

9 町村の行財政に重大な影響を及ぼす発電所、工場等の施設が数町村の区域にわたつている場合は、これらの関係町村の合併を図ること。

10 町村の区域についていわゆる飛地又はこれに準ずるような地域があるときは、関係町村の合併又は境界変更によりその解消を図ること。

(六) 合併後の新町村名については、なるべくわかり易く読みまちがいの起らないように留意すること。なお、旧町村名はなるべく町名又は大字名として残すこと。

(七) 町村合併に際しては、関係町村は未収の債務を弁済する等新町村に引継ぐべき事務を誠実に処理し、新町村の発足に支障のないようにすること。

なお、町村合併を見越して不相応な事業を計画実施し、債務を残すようなことは厳に慎むべきこと。

(八) 関係町村は、その財産、営造物等をすべて新町村に引き継いで新町村の維持発展を図るものとし、いやしくも町村合併の際これらを処分することのないようにすること。

なお、特別の事情があつてこれらを新町村に引き継ぐことが適当でないと思はれるときは、特に旧町村の区域をもって財産区を設けること。

(九) 関係町村の区域内の公共団体は努めて統合するものとし、新町村の一体性をすみやかに確立するものとする。

農業協同組合については、同組合が農村経済の機関としての機能を十分に果しうるよう、可能な限り、合併を行うものとし、合併不可能の場合においては連絡組織を結成すること。

町村が市に編入される場合においても、右に準ずるものとする。

(十) 市街地と農村地帯とが合併するような場合においては、そのために農業の振興発達が阻害されることないよう適切な配慮を加えるものとする。

三、町村合併促進法に基づく合併計画

政府は町村合併促進法に基づき、町村合併を促進するためのいろいろの措置を講ずる一方、積極的な合併計画の推進に乗り出した。

すなわち、町村合併推進本部は町村合併基本方針に従って町村合併を促進するため、詳細な事務の進め方について「新町村建設計画の取扱要領」「新町村建設計画の作成要領」及び「新町村計画準則」を定めるとともに、町村合併基本計画に基づき都道府県が策定した合併計画をまとめ、国独自の合併計画の研究に着手した。

新町村建設計画の取扱要領

一 新町村建設計画の作成

(一) 要綱の作成

新町村建設計画の作成に先だち、関係町村の長、議長等の間において当該計画の骨子となるべく要綱を作成することが適当である。これは、町村合併促進協議会のような法律上の機関でなくとも差し支えない。

(二) 計画案の作成

右の要綱に基づき、町村合併促進協議会を設けた場合においては、協議会に諮って計画案を仮決定し、法第六条第二項の規定により知事の意見を聴くため知事に提出する。

二 新町村建設計画に対する知事の意見

(一) 知事の審査

知事は、計画案を受理したときは、各関係部課間で協議を行わしめ、概

ね次の諸点からこれを審査する。

1 当該町村合併が、知事の策定した合併計画に即する等合理的なものであるかどうか。

2 当該新町村建設計画が、法第七条の趣旨に則って策定されているかどうか。

3 当該新町村建設計画が実現可能な堅実なものであるかどうか。

4 当該都道府県内の他の合併町村に係る新町村建設計画との間の均衡を失っていないかどうか。

5 他の合併町村に係る新町村建設計画及び都道府県又は国が行う事業計画建設計画と矛盾することがないかどうか。

6 役場、学校等の各種施設について統合の方針が確立されているかどうか。

7 各種施設の整備、事業施設等の間に均衡が保持されているかどうか。

8 施設の統合及び整備、建設事業の施行、公営企業の経営計画等についてその実施順序が妥当であるかどうか。

9 財政計画が総体として堅実なものであるかどうか。又、各年度間に均衡が保持されているかどうか。

(1) 合併に基づく経費の節減額が明確に捕捉され、且つ合併に伴い合理的な行政運営を図る努力が払われる等自己財源の捕捉が的確になされているかどうか。

(2) 地方債の見積りが過大でないかどうか。

(3) 国及び都道府県の支出金の見積りが、国及び都道府県の予算及び法令の規定に照して妥当であるかどうか。

(二) 意見の送付

知事は、速やかに新町村建設計画を審査し、意見を付して関係町村に送付する。

三 新町村建設計画の決定

知事から新町村建設計画に係る意見の送付があったときは、関係町村は、当該計画案と知事の意見を調整するため、町村合併促進協議会を開催する等適切な措置を講じ、然る後新町村建設計画を決定する。

新町村建設計画の決定は、遅くとも、当該町村合併の効力が発生する時ま

で行うことを要する。

四 新町村建設計画の都道府県知事への提出

新町村建設計画を決定したときは、合併関係町村は、その議決書の写及び議事録の写を添えて新町村建設計画（正文）を都道府県知事に提出する。

新町村建設計画は、都道府県知事を通じて内閣総理大臣に提出されることとなるが、都道府県知事において必要とするものの外、政府において各般の措置を講ずる必要上、最小限、新町村建設計画二通（法第六条第五項の規定による都道府県知事の意見が添付されていることを要する。）を必要とする。又、新町村建設計画は内閣総理大臣から関係各省大臣に通知するものとされているので、新町村建設計画中に各省（関係のある公共企業体を含む。以下同じ。）所管の事項（例えば、国有財産の譲受の希望、事業費に対する補助の要求）が記載されている場合は、右の二通の外になお関係各省分だけの送付が必要である。

なお、新町村建設計画には、関係町村の簡単な図面（地勢の大略、部落の位置、役場学校等の所在、道路の状況等を示すもの）を添付すること。

五 内閣総理大臣への提出

知事は、新町村建設計画を受理したときは、速やかに再審査を行い、新町村建設計画とさきに表明された知事の意見とが調整されていない場合等においてはそれに関する意見を付し、併せて当該都道府県及び関係町村の特殊事情のあるときは、その旨及び新町村建設計画に掲げる事業の施行の順序その他に関する所見を付して内閣総理大臣に提出する。

各町村が新町村建設計画を決定すべき日限は三のとおりであるが、当該計画の内閣総理大臣への提出は、地方自治法第七条第一項の規定により都道府県知事が当該市町村の廃置分合の処分についてこれを内閣総理大臣に届け出るときに併せてこれをすることが望ましい。

六 国における新町村建設計画の取扱要領

(一) 内閣総理大臣は、新町村建設計画及びその意見を受理したときは、これを関係各省大臣に送付する。

(二) 自治庁長官は、右の新町村建設計画に係る関係各省の意見を求め、新町村建設計画中変更を必要とするものがあるときは都道府県知事を通じて、合併町村にその旨を勧告する。

(三) 各省間において新町村建設計画について意見の相違がある場合には

内閣総理大臣があつせんを行い、これがため必要があるときは、町村合併推進本部に諮るものとし、その結果新町村建設計画の変更を必要とするときは(二)の例によりこれを合併町村に勧告する。

新町村建設計画の作成要領

第一 基本方針

一 新町村建設計画は、新町村恒久の計の基礎をなすものであるから、その策定に当たっては、清新な構想をもって臨むとともに、あくまでも実現可能な堅実なものとする。

二 新町村の誕生を機に強化された行財政力を活用して諸施設の整備を図ることが肝要と認められるが、現下地方財政の実情に即し、経費の効率的な使用に意を用いつつ、この際思い切つて諸施設を「統合」することによつて「整備」することに留意し、施設の充実を期するとともに、行政の能率的効果的な運営を図るものとする。

三 諸般の事情から、合併前に恒久的な新町村建設計画を確定することが困難である場合においては、一応大綱的な暫定計画を策定しておき、合併後の新町村においてこれを変更するものとする。特に、合併町村に対する補助金の額も未定であり、また、新町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源に充てる地方債の額も明確にされ得ない現段階においては、そのような措置を探ることも已むを得ないものである。

第二 作成要領

一 新町村建設の基本方針は、いわば、立町又は立村の大方針ともいうべきものであるから、将来における当該合併町村の地理的、社会的、経済的又は文化的地位を確に想定し、現実に即した清新な構想をもつて方針樹立に当るものとする。

二 町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項

町村役場は、当該合併町村の部落の位置その他の状況、道路網その他の交通の事情、他の官公署との関係等を考慮してその位置を定めるものとする。合併町村に対する補助金及び起債の額等については、未だ確定していない状況であるので、自己財源によるものの外は、原則として、役場庁舎の新築については、確実な財源の見通しがつくまでの間はこれを見合わせる取扱いとすることが適当である。なお、職員の統合等に伴う庁舎の増築は、

ある程度これを行うこととするのも已むを得ないと認められること（以下、学校その他各種の施設の新設等については、以上と同様に考えるべきものであること）。

地域が広く或いは交通が不便である等の特別の事情があり、住民の日常生活に著しい不便を及ぼすような場合を除き、なるべく役場の支所又は出張所は設けないようにすること。合併に際して已むを得ない事情で取敢えず支所又は出張所を設ける場合においても、住民の日常生活上関係の深い事務のみを処理し得るだけ簡素なものとし、将来役場に統合する方針をとるよう配慮すること。

支所又は出張所を設ける場合には、その所掌事務を明らかにしておくこと。なお、旧町村役場建物の転用方針等も定めておくこと。

三 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

小学校及び中学校については、児童生徒の通学の便、不便を考慮すること。はもとより必要であるが、同時に学校の能率的、合理的経営の面にも配慮し、できるだけ学校の統合整備の方針を採ること。特に小学校校舎が老朽校舎で、新築を必要とするような場合には、かかる方針によることが適切であること。多くと考えられること。

高等学校の設置については、将来の問題に譲る方が適当であると考えられること。

旧校舎等の転用の方針を定めること。

公民館、図書館等についてもなるべくこの際統合を行い、内容の充実を期すること。

四 自治体警察に関する事項

自治体警察を引き続き維持する場合においては、法第二二条の適用関係を具体的に明らかにすること。

五 消防施設の統合整備に関する事項

自動車ポンプその他の機動的消防器材等はなるべく統合して整備し、集中的機動的な消防活動が行い得るよう考慮すること。

消防団の組織についても統合する方針の下に、真に一体としての消防組織が確立されるよう措置すること。

六 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項

病院、診療所等の整備は、住民の福祉に極めて深い関係を有するものであるが、財源の余裕が出来次第逐次これを行って行く方針を採ること。

隔離病舎は、この際これを統合し整備することが適当と認められること。墓地、火葬場、じんかい処理場等の衛生施設については逐次これらを整備して行く方針をとること。

なお、これらの施設の中には他の町村の施設又は計画とのふり合いを考慮して決定しなければならぬものがあること。

七 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

授産施設、保育所、公営住宅、公園、運動場等の厚生施設については、確実な財政計画の下に経営方針を定め、漸次実施してゆくことが適当であること。なお、これらの施設の中には、他の町村の施設又は計画とのふり合いを考慮して決定しなければならないものがあること。

八 道路、橋梁等の整備については、合併町村の一体性を確保するため真に緊急必要なものについて逐次実施に移してゆくこと。なお、この際においては、

新町村建設の基本方針に即し、部落の状況、官公署、学校所在地等との関係、都市計画事業等を充分考慮してゆくべきことは当然であること。

九 水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項

その他の土木施設の整備についても右に準ずるものであること。

公営企業の経営は、大資本を要し、且つ、その能率的、合理的経営を行うためには、相当な規模を必要とするので、その計画については、特に慎重な配慮をすること。

十 基本財産の造成に関する事項

各合併関係町村有の基本財産は、すべて合併町村に引き継ぎ町村財政の基礎を鞏固にすること。合併関係町村間の財産所有の状態に著しい不均衡があり、そのまま合併町村に引き継ぐことができない場合においては、財産区を設けることとする。合併前に財産を処分するようなことは絶対にしてはならないこと。なお、将来においても基本財産の造成に努め、新町村経営の恒久的基礎の確立を図ること。

十一 第二項から前項までに掲げるものの外、町村合併の目的を実現するため

に必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

これらの建設事業については、新町村の一体的、合理的経営に特に意を用

い合併関係町村相互の間の均衡を失しないようにその施行の順序等に配慮すること。なお、これらの事業の施行計画が確実な財政措置によって裏づけられていなければならないことはいうまでもないこと。

十二 町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五か年度間の年度の財政計画の策定に当っては、合併のための国庫補助金の額、起債の額等も未定であるので、歳入として国庫支出金及び地方債を計上するに当っては、通常予期し得られる額の範囲内に止めておくこと。

右の次第もあるので、合併に伴う施設の統合、職員組織の改変、事務処理の効率化等の措置を採り、合理的な行政運営を行い行政費を節減することによりいわゆる投資的経費の増大を図り、自己財源により事業の施行、施設の改善を行うよう努力することが緊要であること。

なお、新町村建設計画の実施のための新規事業については、当該事業計画書とともに、所要経費の内訳（地方債、国庫及び府県支出金、自己財源）の明細を添付すること。

十三 その他

公共的団体の統合整備の方針その他必要な事項を記載すること。

備考

(一) 町村合併の目的実現に資するため、国有林野の払下げを受ける等国の援助協力を受けようとするものについては、各該当項目に具体的に記入すること。

(二) 町村合併の目的実現に資するため、都道府県、国の公共企業体の援助、協力を必要とする事項については、その旨を具体的に、新町村建設計画附属書中に記入すること。

新町村計画準則

一 新町村建設の基本方針

新町村（以下「甲町」という。）は、X市に隣接する衛星的自治団体としてX市に対する農林水産物資の供給源としての機能を営むことを中心にしてその発展を図るものとする。このため、逐次、農道、かんがい排水路、林道、漁港の修築整備を行う。なお、××川下流の敷地を埋立て将来軽工業工場を誘致するものとする。

二 町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項

甲町の役場は、現Aの町役場の位置に置きその建物は、現A町役場の建物をもって充てる。但し、若干の増築を行うこととする。なお、甲町の役場に余裕ができた第甲町中心部に新築するものとする。

当分の間、現B村の役場は、甲町役場支所とするが、C村及びD村の役場建物は公民館又は図書館に転用するものとする。

役場支所においては、概ね、左の事務を行う。

(1) 戸籍に関する事務

(2) 配給に関する事務

(3) 町税その他の納入に関する事務

三 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

(一) A町小学校を中央校とし、B村小学校を東校とする。C村及びD村小学校は距離が近接し、校舎が老朽であるのでこれを統合しCD組合立中学校を小学校に転用、これを西校とする。なお、児童の通学区域を左のとおり変更するものとする。

(二) 現AB組合立中学校を甲町中学校とする。なお、CD組合立中学校の廃止に伴う増築を行い、その経費をもって充てる。

中学校隣接の国有地（一〇、〇〇坪）の貸付を受け運動場を拡張するものとする。

四 自治体警察に関する事項

自治体警察は維持しない。

五 消防施設の統合整備に関する事項

B町所在のものを除きすべての自動車ポンプは、役場所在地に常置するものとする。なお、将来小型自動車ポンプ一台を購入する。

ABC D各町村の消防団を各々分団とする。

六 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項

(一) 国庫補助を得てA町立診療所を拡充、病院とするものとする。なお、これに伴い、ABC D所在の隔離病舎を廃止する。

(二) B村××所在の旧軍対空監視所の譲与を受け火葬場の新設を行う。

七 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

財政力の充実に伴い、B、C及びDの地域に逐次保育所を設けるものと

する。

Aの地域における公営住宅についても同様とする。

八 道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項

(一) A町とC町との間○○川に架橋(木造)するものとする。

(二) 逐次町道の整備を行う。その場合は、C・D両村とA町間を第一とし、順次A・B間、C・D間に及ぼすものとする。

なお、県道の改修整備については、附属書を参照されたい。

九 水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項

財源の見通しのつき次第水道事業を経営するものとする。

十 基本財産の造成に関する事項

A町、C村及びD村所有の山林はすべて甲町に引継ぎ基本財産とする。ともに、B村所在の国有林の払下げを受け一体として基本財産の造成を図るものとする。

十一 右の外町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益ともなるべき建設事業に関する事項

(一) なるべく速かにA町の区域に都市計画事業を施行するものとする。

(二) B、C及びD地区とAとの間の専用電話施設の早期建設を期するものとする。

(三) 農道、かんがい排水路及び漁港施設についても順次整備してゆくものとする。

(四) 将来××川下流の湿田地を××川改修工事に伴って干田化していく。

十二 財政計画
別紙様式参照のこと。

十三 その他

(一) 農業協同組合に関しては、昭和三〇年四月一日を期して統合するものとする。

青年団及び婦人会は、合併施行と同時に統合するものとする。

(二) 当地区を東西に横断する県道は、A町からC村を経てD村に至る路線が幅員狭く且つ路面の修理を要するものと認められるので速かにこれが

改修を行いA・C・D間の自動車運行の便を図らねばならない。なお、ついで、D村から××峠を経てY市に至る県道の改修工事も速かに行われたい。

(二) B漁港の防波堤延長改修工事を県営事業として速やかに着手されたい。

(三) 現在×市が終点である国鉄バス路線Aまで延長されたい。なお、A・C・D間及びD・Y市間の県道改修工完了の暁においては、これを更にY市まで延長し国有鉄道に接続せしめられたい。

(四) 電報電話局の管轄区域及び郵便の集配区域を速かに新町村の区域と合致せしめられたい。

新町村建設計画(様式)

<p>一 新町村名</p> <p>1 関係町村名</p> <p>2 合併の形式</p> <p>二 新町村建設の基本方針</p> <p>三 町村役場、支所又は出張所統合整備に関する事項</p> <p>1 役場の位置</p> <p>2 役場建設の増改新築の方針</p> <p>3 支所、出張所の位置</p> <p>4 支所、出張所の増改、新築の方針</p> <p>5 支所、出張所で行う事務</p> <p>6 その他庁舎の転用の方針等</p> <p>四 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項</p> <p>1 小学校の位置</p>	<p>新町村建設計画</p> <p>一</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>二</p> <p>.....</p> <p>三</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p> <p>4</p> <p>.....</p> <p>5</p> <p>.....</p> <p>6</p> <p>.....</p> <p>四</p> <p>1</p> <p>.....</p>
---	---

七 病院、診療所、隔離病舎その 事項	六 消防施設の統合整備に関する 事項 1 消防器材、器具の統合整備 に関する事項 2 消防団の統合整備に関する 事項	五 自治体警察に関する事項	2 小学校ヶ舎の増改新築の方 針 3 小学校の学区 4 中学校の位置 5 中学校ヶ舎の増改新築の方 針 6 中学校の学区 7 小、中学校ヶ舎の転用方針 8 その他の学校の統合整備に 関する事項 9 公民館の統合整備に関する 事項 10 図書館の統合整備に関する 事項
七	六 1 2	五	2 3 4 5 6 7 8 9 10

九 道路、橋、トンネルその他土	八 授産施設、保育所その他の厚 生施設の統合整備に関する事 項 1 授産施設、保育所その他の 厚生施設の統合整備に関す る事項 2 保育所の統合整備に関する 事項 3 公営住宅、公園、運動場そ の他の厚生施設の統合整備 に関する事項	他の衛生施設の統合整備に関 する事項 1 病院の統合整備に関する事 項 2 診療所の統合整備に関する 事項 3 隔離病舎の統合整備に関す る事項 4 墓地、火葬場、じんかい処 理所その他の衛星施設の統 合整備に関する事項
九	八 1 2 3	4 3 2 1

<p>木施設の整備に関する事項</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p> <p>2 橋梁の整備に関する事項</p> <p>3 トンネルの整備に関する事項</p> <p>4 港湾の整備に関する事項</p> <p>5 その他の土木施設の整備に関する事項</p>	<p>.....</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p> <p>4</p> <p>.....</p> <p>5</p> <p>.....</p>
<p>十 水道事業、自動車運送事業 その他の公営企業に関する事項</p> <p>1 水道事業に関する事項</p> <p>2 自動車運送事業に関する事項</p> <p>3 その他の公営企業に関する事業</p>	<p>.....</p> <p>十</p> <p>.....</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p>
<p>十一 基本財産の造成に関する事項</p> <p>十二 前号までに掲げるものの外、町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項</p>	<p>.....</p> <p>十一</p> <p>.....</p> <p>十二</p> <p>.....</p>

<p>1 河川に関する事項</p> <p>2 溜池に関する事項</p> <p>3 用排水路に関する事項</p> <p>4 堤防に関する事項</p> <p>5 治山に関する事項</p> <p>6 開拓千拓に関する事項</p> <p>7 耕地整理に関する事項</p> <p>8 公有水面埋立に関する事項</p> <p>9 都市計画に関する事項</p> <p>10 その他の建設事業に関する事項</p>	<p>.....</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p> <p>4</p> <p>.....</p> <p>5</p> <p>.....</p> <p>6</p> <p>.....</p> <p>7</p> <p>.....</p> <p>8</p> <p>.....</p> <p>9</p> <p>.....</p> <p>10</p> <p>.....</p>
<p>十三 本年度及び爾後五箇年度の 年度別財政計画</p>	<p>別紙添付</p>
<p>十四 その他</p> <p>1 青年団の統合に関する事項</p> <p>2 婦人会の統合に関する事項</p> <p>3 農業協同組合その他の協同組合の統合に関する事項</p> <p>4 その他</p>	<p>.....</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p> <p>4</p> <p>.....</p>

昭和28年度及び爾後五箇年度の財政計画

1 一般会計

(一) 歳入

	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度
1 町(村)税						
2 地方財政平衡交付金						
3 公営企業及び財産収入						
4 分担金及び負担金						
5 夫役及び現品						
6 使用料及び手数料						
7 国庫支出金						
8 (府)県支出金						
9 寄付金						
10 繰入金						
11 繰越金						
12 雑収入						
13 町(村)債						
歳入計						

記載事項

- 1 合併年度の予算は関係町村予算の合計額とすること。
- 2 町(村)税については、現行地方税制を前提として計数を整理すること。
- 3 国庫及び(府)県支出金については、通常予期しえられるもののみを計上すること。
- 4 町(村)債についても、通常期待しうる額のみを計上しておくこと。優先的に取扱われることとされている合併町村の施設、事業等に対する起債については、追って大体的方針が示されるものと考えられたいこと。
 なお、町(村)債の事業別内訳を添付すること。
- 5 公営企業特別会計については、必要があれば本表と別個に調整すること。

(二) 歳出

	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度
1 歳 会 費						
2 役 場 費						
3 警察消防費						
4 土 木 費						
5 教 育 費						
6 社会及び労働施設費						
7 保健衛生費						
8 産業経済費						
9 財 産 費						
10 統計調査費						
11 選 挙 費						
12 公 債 費						
13 諸 支 出 金						
14 予 備 費						
歳 出 計						

記 載 注 意

- 1 歳入の項記載注意(1)参照のこと
- 2 町村合併に伴う役職員の退職、職員の配置転換、施設の統合等による行政経費の節減に関する計画を別に定め、その節減額の使途(例えば、これを財源として実施する事業計画又は住民負担の軽減に充当する計画等)が明らかになるように別紙を添付すること。

参 考

(町村吏員の全国平均退職は年約10パーセントである。)

なお、給与ベースは、現行給与ベースを前提として計数を整理する。

- 3 新町村建設計画を実施するための必要な新規事業の施行、施設の新、増、改築については、各事業及び施設別に本財政計画書とは別個に別紙により事業計画(当該事業又は施設による経済効果を含む。)及びそれに伴う財政計画(特に財源の内訳、地方債、国及び府県支出金、一般財源の別を詳細に記入すること。)を添付すること。
- 4 (一)歳入記載事項の欄の5と同じ

また政府は、「町村合併基本方針」を決定する際の了解事項として、農林水産関係団体等の統合に関し、一月二八日付自治庁次長および農林事務次官連名により各都道府県知事あて、農業協同組合、農業委員会農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合の統合の進め方に関する具体的な指示を与えるとともに、これら農業関係諸団体の統合にあたっては経営の合理化、適正化をはかるよう充分考慮することを要望した。

次いで政府は合併町村の諸施策に要する経費の一部を補助するため、昭和二八年一月二六日「町村合併補助金交付規則」および「町村合併補助要領」を定め、都道府県および合併した市町村に対して昭和二八年度から補助金を交付することとなった。

さらに、全国的に気運の高まった町村合併を協力かつ円滑に実現させるためには、関係各省の協力をまつところが極めて大きいので、翌二九年四月五日付をもつて自治庁次長から各省次官に通牒を出し、特に新町村建設計画の実施について格別の配慮と協力を要請した。

このあと、五月二二日付自治庁次長から各都道府県知事に、市町村に対する補助金または負担金の交付にあたっては、合併市町村の育成強化と今後の町村合併の促進のため、事情の許す限り合併町村のために優先的な取扱いをする等、行財政上の援助措置について特別の考慮を払うよう要望する旨の通知を出した。

農林水産関係団体等の統合について

昭二八・一一・二八自乙発第七七六号
各都道府県知事あて 自治庁次長農林事務次官通達

標記の件に関しては、去る一月二二日の町村合併基本方針の決定に伴い、左記了解事項が決定されたので、この方針にのっとり御指導賜わりたく、なお管下市町村及び関係団体に対しても周知せしめられたい。

記

- 一 農業協同組合については「町村合併基本方針」によること。
- 二 農業委員会については、原則として、一町村一委員会によることとするが、

画一的強制的にこれを統合することは避け、関係町村の意思、農地面積の広狭その他農業委員の改選期、書記の取り扱い等各般の事情を考慮するものとする。

三 農業共済組合については原則として一町村一組合によることとするが、共済掛金料率の算定の事情を考慮するものとする。

四 森林組合については、その経営の見地から将来組合の合併は必要と考えられるが、町村合併の際には森林区との関係も考慮し、その経営の適正化に留意するものとする。

五 漁業協同組合については、町村合併に併行してその合併は必要と考えられるが、漁村の合併に当っては、経営体としての漁業協同組合の機能を充分發揮し漁場、漁港等の合理的管理を行ない得るよう考慮すること。

六 農林水産各種団体の代表者に町村合併促進審議その他町村合併に関する協議の際等に参加を求め等これらの関係者の意見が町村合併計画に反映するようにつとめること。

町村合併補助金交付規則（昭二八・一一・二六総理府令第八八号）

（目的）

第一条 町村合併促進法（昭和二八年法律第二五八号）第二七条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、町村合併促進法施行令（昭和二八年政令第三三三号。以下「令」という。）第二二条に規定するものの外、この規則の定めるところによる。

（補助金交付手続）

第二条 都道府県は、補助金の交付を受けようとするときは、町村合併促進状況書及び関係予算書を添え、自治庁長官に補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 市町村は、都道府県を通じて行う国の補助金の交付を受けようとするときは、合併善後措置費費途内訳書一部並びに財産及び負債処理報告書二部を添え、都道府県知事に補助金交付申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、都道府県を通じて行う市町村に対する補助金の交付を受けようとするときは、毎年四月一日、七月一日、十月一日、一月一日及び三月一日現在で町村合併が確定した市町村について、前項の書類に基づいて交

付申請書を作成し、前項の財産及び負債処理報告書一部及び合併町村一覧表を添え、これを自治庁長官に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の書類を作成する場合において特に必要があると認めるときは、市町村に対し第二項の書類の外、必要な書類の提出を求めるところができる。

第三条 自治庁長官は、前条第一項及び第三項の書類に基づいて補助金の交付を決定したときは、その交付額その他必要な事項を都道府県に通知するものとする。

2 自治庁長官は、特に必要と認めるときは、都道府県に対し第二條第一項及び第三項の書類の外、必要な書類の提出を求めるところができる。

(補助金の目的外使用等の届出)
第四条 都道府県知事は、市町村が補助金を補助の目的以外に使用したとき、又は令第一二条第三項の規定に基づく都道府県知事の指示に違反したと認められるときは、これを自治庁長官に届け出なければならない。

(補助金の収支決算書の届出)
第五条 補助金の交付を受けた都道府県及び市町村は、当該事務に関する収支決算書その他必要な書類を翌年度六月三〇日までに都道府県知事にあつては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

(様式)
第六条 第二条の補助金交付申請書、町村合併促進状況書、合併町村一覧表、財産及び負債処理報告書並びに合併善後措置費費途内訳書の様式は別記のとおりとする。

附 則
この府令は、公布の日から施行する。

町村合併補助要領

一 補助の目的

この補助金は、町村合併を積極的に促進するとともに、町村合併の行政の合理化を図り、もって地方自治を拡充強化しようとするために要する諸施策の経費の一部として補助されるものである。

二 補助金の交付時期及び交付方法

補助金の交付は、別途送付した町村合併補助金交付規則（昭和二八年総理府令第八八号）に定める手続により、都道府県分については、本来度は来年一月中に補助金総額の約九〇パーセントを、来年度以降は各四、四半期ごとに概算交付し、三月上旬までには補正本決定の上残額を交付するものとする。市町村分については、合併した町村に対して交付するものであるが、都道府県を通じて交付することとするので、本年度は、来年一月一日及び三月一日までに町村合併の確定した市町村及び三月三十一日までに合併が実現する見透しが明らかな市町村について概ね三月中旬までに、来年度以降については、総理府令第二条第三項の規定に定める期日に従い（三月分については本年度と同様の扱いにより）都道府県において交付が終わるようにすること。なお、市町村分については、三の配分基準に基づき都道府県が当該年度内の実現見込数に基づいて、あらかじめ都道府県の予算の中に市町村合併補助費の項目を設けて組み込んでおく扱いとすること。

三 補助金の配分基準

(一) 都道府県分については、一定額を均等に配分し、その他は次の配分基準により定めるものであること。

1 関係合併町村数（八、〇〇〇以下の町村数で合併不可能町村を除いたもの）。

2 人口数（主として郡部人口とする。）

3 町村合併促進審議会の構成、活動その他啓発促進の状況

4 町村合併の推進の実績

(二) 市町村分については、本年度は次の配分基準により（来年度以降はおおむね、本年度に準ずる割合の予定）都道府県から合併町村に交付するものとする。

1 事務費については、一合併関係町村当り四二、五〇〇円とする。

2 合併善後措置費については、一合併関係町村当り次の割合によるものとする。

(1) 新設合併及び他市町村に吸収される町村に対しては、約四〇万円

(2) 他町村を吸収する町村に対しては、約三〇万円

(3) 他町村を吸収する五万以下の市に対しては、約二〇万円

3 合併前に既に合併関係町村が合併を見越して不相应な事業を計画施行したり、不当な財産処分を行う等行政財政の運営が適正を欠くと認められる場合は、その程度に応じ補助金を控除するものとする。

四 補助金の内訳は、都道府県分は本年度①町村合併計画作成に要する経費②町村合併指導促進に要する経費③町村合併促進審議会の運営に要する経費、来年度以降は、①町村合併指導促進に要する経費②町村合併促進審議会の運営に要する経費の事項とし、市町村分は、本年度来年度とも①町村が町村合併に際し必要な調査を行うに要する経費②町村合併啓発宣伝に要する経費③町村合併促進協議会の運営に要する経費④町村合併善後措置費とする。

町村合併善後措置費は、役場庁舎の増改築、道路、橋りょうの建設改良等の建設費とし、その他町村合併の実施上又はこれに伴い必要已むを得ない善後措置に要する経費とする。

五 補助金の使途

補助金は、合併の実施を促進するために交付されるものであるからその目的外に支出することはできない。

予算の経費に当っては支出の内容及び支出の時期等を明確にし、違法又は不当支出のないよう特に配慮すること。補助金について違法、不当な支出があった場合又は町村合併が行われず、或いは指導促進の措置が現実に採られなかった等補助の目的を達成することができなかった場合においては、その経費を返還させるものであること。これについての詳細は町村合併促進法施行令第一二条第三項以下を参照されたいこと。なお、町村において右に述べるとような都道府県を通じて行う国の補助金について違法又は不当な支出等があったときは、都道府県に対してこれを返還させるように命ずるものであること。

町村合併の促進に対する協力方について

(昭二九・四・五 各省次官あて 自治庁次長通知)

町村合併の促進については、かねてから御協力を煩わし、おかげをもって全国的にとみに合併の気運が高まっているのであるが、これに関する基本方針を円滑に実現するためには、関係各省の御協力にまつところまことに多く、特に新町村建設計画の実施について格別の御配慮をお願いしたい。当庁においては目下合併市町村から提出された新町村建設計画をとりまとめ中で、近く送付す

る予定であるが、さし当り昭和二九年度予算の配賦及びその実施について、町村合併促進法第二九条の趣旨にのっとり、左記により御配慮をいただき、町村合併の促進に格別の御協力を賜わりたく特にお願したい。

なお、当庁においては、地方債の許可の詮議にあたっては、(イ)左記に掲げる国庫支出金に対応する地方負担額に対しては、当該団体の財政力をも勘案して、必要と認められる額の起債を確保し、(ロ)単独事業または地方公営企業に係る起債で、町村合併の促進上緊要と認められるものについては、費目別許可予定額の範囲内に優先的に措置するものとするが、町村合併の実施に影響があると認められる左記第一項(ロ)に該当する場合には、抑制を図る方針であるから、念のため申し添える。

記

一 町村合併促進法第二九条の規定に基づき第一項各号に掲げる事項(教育文化、消防、保健、衛生、厚生、水利、土木等の各種施設事業の整備)に係る国の補前金または負担金(以下国庫支出金という)の交付については、特に左に掲げる事項に留意されたいこと。

(一) 合併町村と非合併町村との間においては事情の許す限り、合併町村のために優先的な取り扱いをするものとする。

(二) 合併を予定される町村については、合併後の合理的な統合整備計画に基づいて施設を行うことが適当と認められる場合または当該国庫支出金を交付するときは、合併の実現に支障をきたすおそれがあると認められる場合等には、合併が実現するまでその交付を見合わせるものとする。

二 同条第二項各号に掲げる事業(土木事業等)に係る国庫支出金の交付についても、前項に準じ措置するものとする。

三 同条第三項各号に掲げる措置(国有財産の処分、部分林の設置)についても第一項に準じ措置するものとする。

合併市町村に対する行財政上の援助措置について

(昭二九・五・二二 自乙行発第三九号)
各都道府県知事あて 自治庁次長通知

標記の件に関しては、町村合併促進法第三〇条第一項の規定により、都道府県は、国に準じて町村合併及び新町村建設計画の実施を促進するため、合併町

村に対し事情の許す限り、優先的な取扱いをするものとされており、かねてから御配慮を煩わしているところと存するが、政府各省においてもそれぞれ同法の趣旨に則り協力を願うこととなっており、当庁においては特に合併市町村の起債についてそれぞれ当該費目の枠内で優先的に措置する方針であることは先に自乙理発第一六号（三月三十一日付）で通知した通りであり、関係各省に対しても別紙の通り協力方を依頼しているため、右に準じて貴職におかれても左記により合併市町村の育成強化と今後の町村合併の促進のために格別の御配慮を賜わりたく特に御願いたしたい。

記

一 各都道府県における市町村に対する補助金又は負担金の交付については、特に左に掲げる事項に留意されたいこと。

1 合併町村と非合併町村との間においては、事情の許す限り、合併町村のために優先的な取扱いをするものとする。

2 合併を予定せられる町村については、合併後の合理的な統合整備計画に基づいて施設等を行うことが適当と認められる場合又は当該都道府県支出金の交付を合併前にするときは、合併の実現に支障をきたすおそれがあると認められる場合等には、合併が実現するまでその交付を見合わせるものとする。

二 道路の建設、維持及び修繕、河川の改修等の土木事業その他都道府県で行う事業で、新町村建設計画の実施を促進するため必要なものについても前項に準じて措置されたいこと。

三 公有水面埋立の免許、水道布施設等の許認可、その他都道府県知事を行う処分等新町村建設計画の実施を促進するため必要なものについても第一項に準じて措置されたいこと。

四 町村合併促進法第二九条に基づき、国は、新町村建設計画の実施を促進するため、計画に掲げられる各種施設の整備事項に対して優先的に財政上の援助を行い、国の行う土木事業に基づいても合併町村のために優先的な措置を講じ、起債の許可、国有財産の売却等の処分についても特に配慮するものとされているのでこれに関連する補助金又は負担金の申請及び配分、事業又は処分の申請等にあつては、別紙各省宛通知の趣旨に則り事情の許す限り合併町村について優先的な取扱いをする等町村の合併の促進に配慮されたいこと。

町村合併は政府の積極的な合併計画推進措置、都道府県の熱心な合併指導、関係市町村および一般住民の理解ある協力と努力により、漸次順調な進捗を示しつつあったが、合併が進むにつれて地理的、社会的または行政上、生活上あるいは経済上の問題などから、合併町村の間に境界変更をしようとする動きが出始めたため、町村合併推進本部はこれらの問題を適切合理的に解決する目的をもって、昭和三〇年三月二日「市町村の境界変更の取扱要領」を決定し、三月一四日自治庁次長から各都道府県知事に、この要領によって市町村の境界変更の取扱いに慎重かつ適切を期するよう特に要望した。

その後昭和三二年になつて政府は、この年が町村合併促進法の有効期間の最終年にあたるため、一月三十一日町村合併推進本部において「町村合併の完遂措置要領」を決定したあと、二月七日同要領に基づき「町村合併の完遂に関する件」を閣議決定し、都道府県に指示した。

さらに政府は、合併した新市町村の育成発展をはかるため国および都道府県が新市町村の建設と育成とにその力を結集することが現下の要務であることを強調し、同三一年一月三十一日町村合併推進本部で、(一)方針、(二)要領、(三)都道府県の協力援助措置、(四)国の協力援助措置を内容とする「新市町村建設方針」を決定のうえ、この方針に基づいて新市町村の着実な建設を促進するよう積極的な指導を都道府県に要請した。

最後に、特に合併の障害となつている事由を解決するうえに必要であると認められる事業については、特別の援助措置を講ずるよう配慮することを掲げ、町村合併計画を完遂するための政府の方針を明らかにしている。

市町村の境界変更の取扱要領

(昭三〇・三・二 町村合併推進本部決定)

第一 方針

町村合併促進法に基づく市町村の一部の地域にかかる境界変更の特別規定

は関係地域の住民が大多数一致して希望するのみでなく、市町村の合併に伴い部分的にその区域を適正化するために客観的に妥当であり、かつ関係地域の住民の福祉を増進するために具体的に必要であると認められる場合においてのみ発動すべきものであること。したがってその運用に当たっては、これらの諸事情について全般的に慎重に判断すべきものであって単に住民が希望するという事由のみによってこれを援用すべきものでないこと。

第二 境界変更の勧告の基準

境界変更の勧告をしようとするときは、次の各項の諸条件に適合することを基準とすること。

一 町村合併の目的に適合すること。

境界変更の勧告は、関係市町村の全区域を通じて町村合併の目的である市町村の規模及び区域の適正化とその運営の合理化とを実現し、真に関係住民の福祉を増進する場合においてのみ行われるべきものであって、境界変更によって町村合併に支障をきたしあるいは合併町村のうち規模の適正を欠くものを生ずる等町村合併の趣旨に反するようなこととならないこと。

二 住民大多数の自由な意思に基づく合理的な要望であること。

住民の意思については、単に一部の者によってゆがめられ、また一時の感情によって支配されていないかどうか等の事情を明らかにし、真に大多数の者の自由な合理的意思であるかどうかについて実態を正確に把握すべきこと。

なお、住民大多数の意思というのは、関係地域の全域に通じて大多数であるのみでなく、四の基準に反しない限りは、これを構成する地域的に分割可能な最小の単位（小字またはそのうちの地域的かたまり等）ごとについても大多数の者の意思であることを要すること。

三 行政上、生活上、経済上等よりみて住民の福祉のために境界変更を適当とする具体的事情があること。

地勢、距離、交通通信関係、教育施設その他の営造物の利用関係、風俗習慣、宗教姻せき、各種団体等の生活関係、産業取引、水利等の経済関係等の諸事情よりみて、境界変更が関係地域の住民の福祉のために、より適当であるという具体的事情が存すること。

四 関係地域の区画が妥当であること。

境界変更は町または字その他これに準ずる地理的及び社会的なまとまりの

ある一団の地域について、行われるべきものであるが、その区域は地形等土地の自然的条件に適合しその他市町村の境界として適正になるような妥当なものであること。

個々の住民の意思、土地等の所有関係、公共施設の位置等の事情により、不自然に人為的にゆがめられた区域であってはならず、いわんや飛地等の不整区域は認められないこと。なお、境界変更は関係町村について一団として行うべきものであって、相接する二以上の地域についてそれを分割して境界変更の勧告をするようなことはあつてはならないこと。

五 新たに施設を設置を必要とするようなことがないこと。

境界変更により、当該境界変更に係る地域に新たに学校その他の営造物を重複して設置するような結果となることは、町村の区域の適正化の本旨に反することとなるのでかくの如きこととならないようにすること。

第三 境界変更に留意すべき事項

町村合併促進法に基づく市町村の境界変更に関しては、右の方針及び基準によるほか、なお、特に左の各項に留意すべきこと。

一 境界変更は、関係地域住民の自由な意思を基礎とすべきものであるにもかかわらず、往々にして、他の市町村又は他の地域から関係地域住民に対して直接目に余る働きかけが行われ、いたずらに対立と混乱を激化し、かつ、その間に当を失する出費がなされる等の事例も見受けられるのであるが、かくの如きことのないよう厳に戒めること。

二 境界変更に関する町村合併促進法の特例規定は、各関係市町村間において自主的に解決がつく見透しのない、やむを得ない場合の最後の措置として設けられたものであるが、その必要があつても、発動については慎重を期し、本要領の趣旨に従い事前にあつせん調停の労を執り、円満な解決を図ること。

なお、勧告は、住民投票によつても十分に境界変更が成立する見とおしがある場合において行うべきものであるが、住民投票の実施は大きな混乱と長いしこりを伴うことが少なくないので、たとえ勧告したとしても、真にやむを得ない場合のほかは住民投票に持ち込むことを避け、これを最後の担保として、勧告の線により、事件の自主的解決を期すること。

三 境界変更に伴う財産並びに営造物の管理及び処分については、境界変更の根本精神に則り紛議の因となるようなことのないように町村合併促進法第二三条第二項の趣旨に従い合理的に行われるべきものであること。学校その他

の營造物については、関係市町村の共同管理とする場合のほかは、その区域の属する市町村に帰属させることを建て前とすべきこと。しかしながらその帰属が決定された場合においても、関係地域住民の利用関係は、それぞれの関係市町村の内部において、特に新たに施設を設けることなく合理的に再調整が行われる場合は格別として、従前どおり継続するよう措置すべきこと。特に分離により児童の就学関係等について不自然な変化を加えるようなことがあつてはならないこと。

四 本要領は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更の取り扱いについても該当するところであつて、本要領に則り、関係都道府県及び市町村間において大局の見地より自主的解決を図るべきであるが、特に第二の四の境界変更の地域の区画については都道府県の境界として適正となるような区画であるべきこと。

町村合併の完遂に関する件（昭三一・二・七 閣議決定）

町村合併をすみやかに完遂することは、地方自治の基礎を確立するため現在の急務であると認められるに堪がみ、町村合併促進法の有効期間を延長することなく、別紙町村合併の完遂措置要領（昭和三十一年一月三十一日町村合併推進本部決定）に則り、同期間中に町村合併の完遂を期すること。

町村合併の完遂措置要領

（昭三一・一・三一 町村合併推進本部決定）

- 一 町村合併をすみやかに完遂することは、地方自治の基礎を確立するため、現下の急務であることにかんがみ、政府は町村合併促進法の有効期間を延長することなく同期間中に町村合併の完了を期すること。
- 二 本年度末までを第一期、それ以降九月末日までを第二期として、各都道府県において町村合併促進計画をたて、政府、都道府県、市町村及び関係団体等は相協力して次により強力に町村合併を推進すること。
 - 1 すべての未合併町村がすみやかに町村合併促進法第五条の町村合併促進協議会を設置するよう強く勧奨すること。
 - 2 合併のブロック、市町村の一部の帰属等に関して争のある市町村につい

ては、都道府県知事のあつせんの下に適切な方法により住民の意向を明らかにし、その去就を決定することも考えられること。この場合においては「市町村の境界変更の取扱要領」の趣旨によること。

3 役場の位置、新市町村の名称等合併条件に関して争があるものについては都道府県知事が積極的にあつせん、調停を行うこと。

4 特に合併を困難とする特殊な事情のある町村については、個々の事情に従い、適当な条件等について都道府県知事があつせんをするものとし、国においても、特に必要があると認めるものについては、特別の助成の措置を考慮すること。

5 都道府県知事は、前三号に掲げるあつせんについては、公正な第三者にあつせんを依頼することも考えられること。

6 各都道府県内における町村合併の進捗状況ともならみ合わせて、町村合併計画で現地の実情にかんがみ、調整を加えることが適当と認められるものについては、小規模町村が取り残されることなく、全体として、市町村の規模が適正化される限りは、必要な再検討を加え、これが調整を図ること。

7 町村合併推進本部委員及び自治庁の関係者は、必要に応じ現地に赴き、各都道府県における町村合併の促進のため積極的に協力援助すること。

三 新市町村の着実な建設を図ることは、未合併町村の合併を促進するゆえんでもあるにかんがみ、町村合併促進法の趣旨に則り、各省をあげてこれに協力するものとし、なお、新市町村の建設を促進するための立法措置を講ずる等適切な措置をすみやかに講ずるものとすること。

四 三の立法措置に関連して、未合併町村の合併の促進、合併市町村の境界の変更の合理的処理等に関連しても必要な措置を考慮すること。

新市町村建設方針

（昭三一・一・三一 町村合併推進本部決定）

第一 方針

一 地方自治が国政の基礎をなし、その充実強化が国力の基を培うものであることにかんがみ、新市町村の育成発展を図ることは、わが国再建の基礎をなすものであること。従つて、新市町村の当局及び関係住民はもとより、国及

び都道府県をあげて新市町村の建設と育成とにその力を結集することが現下の要務であること。

二 市町村は、名実ともに基礎的の地方公共団体であり、地方自治行政は、市町村を中心として行われ、地方自治の本旨は、市町村行政を通じて具現されるべきものであること。

三 新市町村は、住民の身近な共同社会として、すべての住民の創意と責任とに基づき、その積極的な参加により近代的行政を遂行するものであること。

四 わが国土の総合的な開発と均衡のとれた発展とを期するため、新市町村は地方文化の発展と地方経済の開発の中核となるべきこと。

五 新市町村は、その基盤となつている自然的、社会的、経済的特性に即応した総合的な建設の基本方針を確立し、当該市町村の機関をあげてその遂行に努め、各種公共的団体等も右の方針に則り、その実現について分担協力するものとする。

六 新市町村は、その行財政の運営を徹底的に合理化し、自らの努力によつてその施策の内容の拡充及び向上を期し、長期にわたる着実で重点的な計画に基づき、事業の効率的施行を図り、漸次その特色の發揮に努めるべきこと。

七 新市町村は、各種の施策を通じて、その一体性をすみやかに確保するとともに、全区域及び各種業態を通じて、均衡のとれた発展を図るよう努めること。

第二 要領

一 新市町村建設計画の策定と実施

新市町村は、地域全体についての有機的な開発と合理的な経営とにより、所得水準の向上と住民の福祉の増進を図ることを目的とし、当該市町村の財政力を慎重に勘案して、その基本となる総合的且つ現実的な建設計画を策定し、全住民の自主的な協力に基づき、合併により統合強化される行財政能力を發揮して、重点的且つ効果的にその実現を期すること。

なお、既に策定された新市町村建設計画についても、この際右の見地において再検討を加えること。

1 新市町村建設計画は、地域の特性に即した具体性と総合性と、当該市町村の財政力に応じた現実性と効果性とを基本とすべきものであって、これのために市町村の地域の全体にわたる科学的な基礎的調査に基づき策定されることが適当と考えられること。この調査は、市町村の実情に応じて、

地勢、気象その他の自然的条件、人口の構成、移動及び増減、土地及び水面の利用状況、産業の構造、金融、物資の流動、雇用の状況、治山治水その他公共土木施設、交通、運輸、通信、社会、厚生、衛生、教育、文化、住民所得及び当該市町村の財政等について行うこと。

2 新市町村建設計画は、地域の特性に即して、土地及び水面の合理的利用、各種産業の開発振興、公共土木施設の整備、各種公共施設の統合整備、生活文化の改善向上等、新市町村の経営建設の基本に関する具体的諸施策について総合的に策定するものとするが当該市町村の財政力を的確に把握し健全な財政金融計画を基礎とした実効性のある計画でなければならぬこと。従つて、支所、出張所等の統合廃止、小、中学校の統合整備、各種機関及び団体の統合等の計画を包含し、その他合併による行財政力統合の効果も、積極的な経営建設の上に確実に実現させるものとする。

3 新市町村建設計画は、新市町村の区域全般にわたる総合的経営計画であるから、当該市町村の区域を単位とする既存の各種の開発、整備、振興等に関する計画を総合調整し、都道府県の総合開発計画との関連をも考慮して作成すること。

4 新市町村建設計画は、合併による消費的経費の節減と行財政力の統合による事業能力の増強を基礎とし、住民の福祉の向上に役立つ有効な事業から逐次重点的集中的に遂行するものとし、いたずらに総花式平面的計画に随つて、合併の効果を失ふことのないよう厳に戒めること。従つて、たとえば庁舎の新築事業等は従来の庁舎が老朽化して使用に耐えない場合、又は狭あいにして使用することができず、しかも増築等の余地がない場合等やむをえない場合に限り計画するものとし、この場合においても、行政機構の整備や職員数の適正化を行つた上で計画するものとする。

5 新市町村建設計画は、新市町村の全住民の福祉が、地域的に、また各業態を通じて相互に均衡を保つて確保されるように配慮し、特に中心部と周辺部、商工業関係と農林漁業関係との間において、調和と連携を保ち、新市町村との和と一体的な発展を実現することを基調としこれがため事業の種類、地区の配分、施行の順序等に慎重に配分すること。特にその実施については、住民の信頼と希望とをつなぐように、施行事業を一つ一つ完成していくことが根本であり、実情に即して効果的施行の実をあげる。

6 新市町村建設計画は、新市町村の住民及び関係団体全体の全面的な理解

と分担協力によってのみ円滑に実施されるものであるから、その再検討及び実施については、議会の議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員、その他当該市町村の職員、農業協同組合その他の協同組合、森林組合、土地改良区、商工会議所（商工会）等の産業経済団体、婦人会、青年団その他の文化的団体の代表者、学識経験者、地域代表等をもって構成する機関に諮問する等の措置を講ずることが適当であること。なお、関係事項についてはそれぞれ当該関係行政機関と密接に連携を保つこと。

7 新市町村は、新市町村建設計画の実施については、合併によって高められた自治協同の意識に基づき、住民及び関係諸団体が積極的に計画の実現を分担推進し、新市町村をあげてその完遂を期するよう、後記のように、広報活動を徹底し、新市町村建設運動、生活改善運動等の実践的な精神運動をも積極化するように留意すること。

8 国及び都道府県は、新市町村建設計画が新市町村の規模及び財政力に適合する真に効果的な計画となり、これに基づき国及び都道府県の協力援助措置が適切に行われることとなるよう必要な調整を行うとともに、合理的に調整された新市町村建設計画については、その計画的な実施を推進するために格別配慮するものとする。

二 行財政の運営

新市町村は、その行政の運営に当たっては、最小の経費で最大の効果をあげるため、行政機構、職員組織等の簡素合理化を図り、事務の分掌を明確にして責任のある事務処理体制を確立するとともに、行政に技術を導入し、その総合的運営に留意しながら、これを科学的、専門的に処理することを考えて、行政水準の向上に努めること。議会及び各種行政委員会も、その事務機構の簡素化と能率化を図り、市町村長の補助部下との協力の制度を活用して相互の連携提携を密にし、行政能力が総合的に発揮されるよう留意すること。特にその財政の運営に当たっては、適確な財政計画に基づいて健全財政を堅持し、合併による消費的経費の節減を必ず確保して、これを投資的経費の財源に充てること。

1 行政運営の合理化

(1) 行政機構の整備

イ 分課組織の合理化

分課組織は、内部管理部門を努めて簡素化し、サービス行政部門を充

実することを基本方針とし、事務の分掌を明確にして責任のある事務処理体制の確立と事務処理能率の向上を図ること。

新市町村の分課組織は、別表一に掲げるところを参視とし、事務及び事業の実態に即して定めるものとする。この場合においても、配置職員数を勘案し、いたずらに名目だけの分課を置くべきではないこと。

ロ 支所、出張所の合理化

支所、出張所は、地勢、交通、部落密集度等の客観的事情を考慮して、特に必要な場合は設けないこと。

支所、出張所を設けなければならない場合においては、住民の役場の利用状況等を調査し、その位置、所掌事務、職員数等を決定し、なお当該施設が公民館集会所その他の公共施設と総合利用ができるように考慮すること。

支所、出張所で処理することが適当と考えられる事務は、連絡事務を主としておむね左のごときものであり、その事務量に応じて必要最小限度の職員をもって組織し、又は他の施設の管理者と兼ねさせるものとし、なお住民に対するサービスが徹底するようにその運営の合理化と能率化を研究すること。

(イ) 戸籍及び住民登録に関する事務

(ロ) 配給に関する事務

(ハ) 納税その他公金の徴収に関する事務

(ニ) 広報その他住民との連絡に関する事務

支所、出張所を設けず、又これを廃止する場合においては、新市町村建設計画に基づいて、従前の施設を公民館、図書館、保育所、授産所等の共同利用施設に転用することを考慮するとともに、住民に対するサービスが徹底するよう次項の連絡組織についてあわせて考慮すること。

ハ 末端連絡組織の整備

新市町村は、その地域の拡大及び支所、出張所の廃止に伴い、住民に対するサービスの徹底を図るとともに、その協力によって自治行政の円満な遂行を期するため、職員の巡回、連絡員の配置、部落電話、有線放送施設の設定等末端連絡組織の整備について検討すること。

連絡員（区長、駐在員、広報員等の名称は、適宜で差しつかえない。）は、通常部落単位におき、徴税令書の配布、納税思想の普及、広報紙の

配布、各種の調査報告、各種行事の伝達、住民から市町村への連絡事項及び要望事項の伝達等の事務を行うものとしその身分は、市町村長より選任された非常勤の公務員で、市町村役場の末端連絡機関を構成するものであること。従って、町内会、区その他これらに類似する団体又は組織を新たに設置するものではないこと。

イ 職員組織の合理化

新市町村は、行政機構の合理化と並行して、その規模及び機能の実態に応ずるようすみやかに職員数の適正化を図ること。

通常の町村における一般的、共通的な事務に従事する職員の人口段階別平均数を示すと、おおむね別表二のとおりであるので、各町村は、これを参考とし、その特殊事情を考慮しつつ、財政力に相応する適正な職員数を決定すること。

ロ 職員の適正配置

新市町村は、その職員の配置に当っては、合併関係町村の職員を通じて適材適所に配置することに意を用い、職員構成を合理化し、技術的専門職員の充実を図ること。これがために、都道府県及び他の市町村との間に人事の交流を考慮し、必要に応じて恩給年限の通算等の措置を講ずること。また、職員の所掌事務別配置については、極力内部管理部門を簡素化し、サービス行政部門を強化することとし、その他事務部局全般を通じて人事管理の総合化と効率化を図ること。

ハ 職員の能力向上

新市町村は、職員の能力の向上に意を用い、あらゆる機会をとらえて、一般資質の向上と専門的技術の修得のための研修を行うこと。

2 財政運営の健全化

(1) 適確な財政計画の樹立

イ 新市町村はその適正な行政の質と量とを勘案しながら、財政力に適応した長期にわたる財政計画をたて、健全財政を堅持すべきであること。特に経費と財源との関連に留意して財源構成の健全化と財政基盤の強化に努めること。

ロ 新市町村は、その財政計画の策定に当っては、財源を正確に把握し、不確定財源を見込みいたずらに財源規模を増大することのないよう

にすること。特に国及び都道府県の交付金、補助金等を見込むに当っては、その補助基準等に合致するように充分検討するとともに過去の実績等を勘案して見積り過大とならないよう留意すること。また、地方債を見込むに当っては、過去の実績を勘案するとともに、特にその償還計画を考慮して事業計画をたてる必要があること、少くとも各年度の地方債（災害復旧事業費の財源にあてた地方債を除く。）の元利償還額が一般財源の一五パーセントを越えないよう留意すること。

ハ 新市町村は施設を新設するに当っては、将来その維持管理に要する費用が増大して財政運営の障害となることのないように充分配意してその規模を定めること。特に公営企業の新設又は拡張を計画するに当っては事業効果及び採算性並びに料金の基準を慎重に検討するとともに当該市町村の財政規模等に照らして妥当な計画となるよう留意すること。

(2) 経費の節減及び投資的経費の財源を確保する建前を堅持すること。特に歳出中のいわゆる内部管理経費については、基準財政需要額をしんしゃくの上、極力その縮減を図ること。なお、投資的経費は、歳出総額の三五パーセント以上を確保するよう努めること。

(3) 引継負債の合理的な処理

新市町村は、合併関係市町村の負債を引き継いだ場合においては、その償還に関する合理的な計画を定めて財政計画の一環とすること。なお、合併関係市町村の間で負債額に著しく多寡がある場合においては、その原因に応じて、新市町村の一体的経営を考慮しながら、特に負債額の多かった区域の事業については、その他の区域との均衡を考えてしんしゃくする等、合併関係市町村間の負債の衡平を考慮することもやむを得ないこと。特に負債の額が多い市町村においては、地方財政再建促進特別措置法の規定による再建計画の樹立について検討すること。

(4) 自治財源の確保

新市町村は、合併を機として、住民の一層の理解と協力を得て、市町村税及び税外収入等自主財源の確保に努力すること。特に市町村税徴収実績の向上のため、納税組合の活用徴税機構の整備等に留意し、過去の滞納についてはすみやかにこれを整理し、自主財源の確保を図

るとともに、納税を通じて自治意識の高揚に努めること。

(5) 基本財産の造成

新市町村は、その建設を記念し、新市町村経営の基盤を強固にするため、基本財産の造成に配慮すること。特に、山林原野に良好な森林の経営を行うことは、治山、治水、水源涵養等に資するとともに、基本財産の造成としてきわめて適切なものであるから、新市町村は、適切な公有林経営計画を樹立して、直営林の経営強化及び採草放牧地等の土地利用の高度化に努めるとともに、市町村内の国有林野、民有林野について、適地を求めてこれに地上権借地権等を設定して部分林等造成し、或いは国有林野の払下げを受けて、森林資源の造成に努めること。なお、学校等の大規模施設の整備に関連して学校林等特別の基本財産を設けることを考慮すること。

三 一体性の確保

新市町村が名実ともに自治団体としての基礎を強化しその発展の基盤を固めるためには、住民がすみやかに旧町村の意識を払拭して、新市町村としての自治意識に目覚めることが急務であるので、新市町村は、あらゆる機会をとらえて、新市町村建設の教育広報活動を行い、各種施設及び公共的団体等の統合に努め、特に議会は、率先して地区的対立観念を一掃して新市町村の均衡のとれた発展と総合性の確保に留意すること。

1 新市町村建設意欲の高揚

新市町村は、広報紙の発行、公民館活動の利用、座談会の開催、新市町村建設の意義、行財政運営の実態の周知徹底を図り、新市町村に対する住民の自治の意識の高揚に努めること。

なお、これのため、記念植樹林、街灯の設置、公園緑地の造成、環境衛生の向上、生活改善運動、育英資金、興農資金、その他の積立金の積立等新市町村建設を記念し、住民の共同意識をたかめるのに意義の深い事業を記念事業として施行することを考慮することが適当である。

2 教育文化活動による一体性の確保

新市町村の一体性を確保し、新市町村建設の意欲を高揚するためには、特に学校教育その他の教育文化活動を通じてその趣旨を周知徹底させることが緊要であるので、教育文化活動の活用強化に意を用いるとともに、地勢、交通、通学距離及び施設の規模等各般の事情を勘案して、小学校及

び中学校統合整備又は通学区域の合理化を図り、各種教育文化施設の統合、社会教育関係団体の組織及び運営の総合化に努めること。

3 公共的団体等の統合

農業委員会、消防団等の行政関係機関はもとより、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会等の諸団体の機能と市町村の機能との総合的な運営に努めるとともに、これらの団体の区域が新市町村の区域と異なる場合においては、その統合を図って新市町村の一体性の確保に努力すること。地域の実情、事業の内容にかんがみて、画一的に統合を行うことができない場合にあつては、同種団体の連絡組織又は各種団体間の連絡組織を設けて運営の総合性の確保に努めること。

第三 都道府県の協力援助措置

一 新市町村建設計画の調整

1 都道府県は、新市町村建設計画の策定又は再検討については、その計画が真に実効性のある新地域の基礎的な経営計画となるよう必要な資料の提供、専門職員の派遣その他の方法により積極的に協力援助の措置を講ずること。

2 都道府県知事は、新市町村建設計画が当該市町村の規模及び機能に適合しその財政力に適應するとともに、都道府県の総合開発計画及び近隣市町村の建設計画との関連並びに国及び都道府県の援助助成の可能な限度をあわせて勘案して、その策定又は再検討について必要な調整を行うこと。

3 都道府県知事は、右の調整が総合的見地から適確に行われるように、関係部課、関係行政機関、関係団体等の連携が密接に行われるように意を用いこれが必要なる連絡措置を講ずること。

二 新市町村建設計画の実施の促進

1 都道府県は、その行う事業の実施及び補助金の交付その他の行財政上の援助については、町村合併促進法第三〇条の趣旨に則り、新市町村の育成強化を図ることを主眼とし、新市町村建設計画が計画的に実施されるように配慮するものとし、特に左のような事項については、積極的な措置を講ずるよう考慮すること。

(1) 支所、出張所の統合廃止、小中学校の統合その他新市町村経営を合理化するために不可欠な道路、航路その他の施設の整備又は助成。

(2) 新市町村の一体的且つ効率的な運営を確保するために必要な行政

関係機関、公共的団体等の統合を促進する措置。

2 都道府県は、国の行う事業の実施及び市町村等に対する国の補助金の配分、その他の行財政上の援助の申請に当っては、町村合併促進法第二九条の趣旨に則り新市町村建設計画の計画的な実施が図られるよう特に配慮すること。

3 都道府県知事は、(1)及び(2)の育成援助措置が適切に行われるようにするため、前記一の(3)のような連絡措置を講ずるとともに新市町村の育成強化に関する総合的な方針を具体的に設定すること。

三 新市町村の職員の研修及び新市町村に対する職員の派遣、交流等

都道府県は、新市町村の職員の資質の向上を図るため、職員の研修を計画的に実施するとともに、新市町村との間に職員の派遣、交流等についても積極的に考慮すること。

四 建設モデル市町村の指定

都道府県は、知事の指定する数市町村の建設を積極的に指導し、新市町村の経営建設モデルとして育成すること。

第四 国の協力援助措置

一 新市町村建設計画の実施の促進

国は、新市町村の育成強化を図るため、合理的に調整された新市町村建設計画については、各省庁、政府関係機関をあげてその実施の促進に努めるものとし、特に左の事項についてその徹底を期するものとする。

1 新市町村の経営の合理化を促進するために必要な次のような事業について次のように特別の援助措置を考慮すること。

(1) 小、中学校の建築助成に関する既存の補助金は、その統合整備又は学区の再編成計画を基礎とし、これを促進するように交付するとともに、更にこれを積極的にを行うためにこれに要する経費について助成すること。

(2) 支所、出張所の統合廃止又は小中学校の統合整備を行うため必要な道路の整備、スクールバス、スクールボート、渡船等の設置に要する経費について助成すること。

(3) 支所、出張所の統合廃止を行うために必要な通信連絡施設の整備及び統合廃止に伴う施設の転用等に要する経費について助成すること。

2 新市町村における職員組織を合理化するために必要な財源について起債

の許可その他の財政上の助成措置を講ずること。

3 新市町村における公共的団体等の統合を促進するため必要な措置を講ずること。

4 消防施設、保育所、公民館、授産所その他の市町村の施設の整備に対する補助金の受付又は起債の許可については、新市町村を優先的に取り扱うものとし、なお、消防施設については、全地域を通ずる統合整備計画を基礎とすること。

5 新市町村の基本財産の造成のため、森林経営の合理化、民有林野に対する部分林等の設置について援助、あつせんを行うとともに、部分林の設定及び国有林野の払下げを行うこと。

6 郵便局についてはできる限りすみやかに新市町村の区域を基礎として、その管轄区域の統合及び変更を行うこと。電話局及び電報局については、これを年度別、計画的に行うこと。

7 新市町村の公営企業の許認可、特に既設の公営企業の地域内の拡張については特別の事情がない限りこれを考慮すること。

8 島しょ間における連絡施設で新市町村の一体的な運営のために必要と認められるものについては、優先的に援助措置を講ずること。

二 行政事務の再配分

国は、町村合併によって再編成された市町村の規模に応じて、真に民主的にして能率的な制度が確立されるよう国政全般を通じて行財政制度の再検討を行い、いわゆる行政事務の再配分を行うものとする。

三 町村合併計画の完遂

国は、町村合併計画の完遂を期するため、特に合併の障害となっている事由を解決する上に必要であると認められる事業については、特別の援助措置を講ずるよう配慮するものとする。

別表一

一 市

(一) 総務課

1 職員の進退及び身分に関する事項

2 議会及び市の行政一般に関する事項

3 戸籍及び住民登録に関する事項

4 統計、広報、条例の立案その他他課の主管に属しない事項

(一) 財務課

市の歳入歳出予算その他財務に関する事項

(三) 税務課

市税及び市税に係る税外収入に関する事項

(四) 民生課

1 社会福祉に関する事項

2 社会保障に関する事項

3 労働に関する事項

(五) 衛生課

保健衛生に関する事項

(六) 経済課

1 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項

2 農地関係の調整に関する事項

3 物資の配給に関する事項

(七) 土木課

1 道路、河川及び港湾に関する事項

2 住宅及び建築に関する事項

3 その他土木一般に関する事項

二 町村

(一) 総務係

1 職員の進退及び身分に関する事項

2 町(村)の行政一般に関する事項

3 町(村)の歳入歳出予算その他財務に関する事項

4 戸籍及び住民登録に関する事項

5 統計、広報、条例の立案その他他課の主管に属しない事項

(二) 税務係

町(村)税及び町(村)税に係る税外収入に関する事項

(三) 厚生係

1 社会福祉に関する事項

2 社会保障に関する事項

3 保健衛生に関する事項

4 労働に関する事項

(四) 経済係

1 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項

2 農地関係の調整に関する事項

3 物資の配給に関する事項

(五) 土木係

1 道路及び河川に関する事項

2 住宅及び建築に関する事項

3 その他土木一般に関する事項

備考

(一) 市は、実情により総務課と財務課を合せて総務課とし、戸籍課を設けて「戸籍及び住民登録に関する事項」を所管させることも考慮されること。

(二) 町村は、人口、職員数、事務量等の実態に即して係の数を増減し、又は係制に代えて課制を採用することが考えられること。

(三) 国民健康保険、上水道その他の事業を経営している市町村は、その実情に即して別に分課を設け、これに伴い例示の分課を廃合する等適宜の措置を講じて差しつかえないこと。

別表二 人口段階区分(人)

八、〇〇〇未満

八、〇〇〇～一〇、〇〇〇 二四～二八

一〇、〇〇〇～一二、〇〇〇 二九～三三

一二、〇〇〇～一五、〇〇〇 三四～四二

一五、〇〇〇～一八、〇〇〇 四三～五〇

一八、〇〇〇～二〇、〇〇〇 五一～五五

二〇、〇〇〇～二二、〇〇〇 五六～六〇

二二、〇〇〇～二五、〇〇〇 六一～六九

二五、〇〇〇～二八、〇〇〇 七〇～七七

二八、〇〇〇～三〇、〇〇〇 七八～八三

備考 学校、公民館、保育所、診療所等の各種施設及び国民健康保険、上水道等の各種事業に属する職員は含まないものであること。

都道府県別人口段階別町村数等に関する調べ

(昭和28.9.1現在)

区分 都道府 県名	人口段階別町村数等														小計	計	8,000 未満 町村% 町村	村計	昭和25.10.1 と28.9.1 減少町村数	
	500 未満	500 } 1,000	1,000 } 2,000	2,000 } 3,000	3,000 } 4,000	4,000 } 5,000	5,000 } 6,000	6,000 } 7,000	7,000 } 8,000	小計	8,000 } 9,000	9,000 } 10,000	10,000 } 20,000	20,000 } 以上						小計
北海道	—	—	2	12	14	25	23	16	23	115	24	22	77	24	147	262	43.9	100	162	0
青森	—	—	2	10	26	29	30	19	13	129	6	8	14	3	31	160	80.6	33	127	1
岩手	—	1	9	27	51	50	75	23	11	197	5	4	9	1	19	216	91.2	33	183	7
宮城	—	—	2	19	29	31	23	15	22	141	4	8	29	—	41	182	77.5	49	133	10
秋田	—	—	4	38	51	58	22	18	11	202	6	2	10	—	18	220	91.8	50	170	5
山形	—	1	17	30	43	43	31	22	9	196	3	5	13	—	21	217	90.3	30	187	1
福島	1	13	29	74	77	66	40	24	15	339	11	5	13	6	35	374	90.6	65	309	3
茨城	—	—	14	60	92	78	45	33	10	232	3	5	16	6	30	362	91.7	54	308	2
栃木	—	—	1	6	11	19	26	31	24	118	10	5	30	2	47	165	71.5	36	129	2
群馬	—	—	—	13	31	38	30	26	9	147	12	8	21	3	44	191	77.0	40	151	1
埼玉	—	1	10	40	92	74	39	19	9	284	8	—	19	4	31	315	90.2	50	265	0
千葉	—	—	—	49	54	56	45	28	10	242	4	5	18	5	32	274	88.3	76	198	28
東京都	5	2	8	5	7	8	5	4	8	52	4	4	13	6	27	79	65.8	17	62	4
神奈川県	1	6	15	19	17	10	10	5	6	89	3	1	13	2	19	108	82.4	35	73	1
新潟	2	3	31	57	70	60	46	32	24	325	8	14	27	3	52	377	86.2	51	326	4
富山	—	—	37	66	31	7	3	2	3	149	4	2	7	3	16	165	90.3	28	137	46
石川	1	3	48	58	19	13	7	13	8	170	4	1	2	—	7	177	96.0	36	141	△1
福井	—	4	27	40	30	20	5	12	2	140	—	1	5	—	6	146	95.9	18	128	16
山梨	—	6	37	57	37	18	13	12	2	183	2	1	4	—	7	190	96.3	19	171	9
長野	—	1	22	75	94	76	37	28	9	342	9	5	14	2	30	372	91.9	34	338	2
岐阜	—	6	40	86	50	42	15	16	6	261	9	3	5	2	19	280	93.2	54	206	10
静岡県	—	2	12	38	51	36	28	37	14	218	9	7	31	4	51	269	81.0	52	217	14

愛知	13	16	12	22	22	20	18	123	9	14	48	10	81	204	60.3	82	122	4
三重	29	95	67	36	15	6	7	258	2	1	5	1	9	267	96.6	36	231	12
滋賀	18	34	35	34	14	7	6	149	1	1	6	—	8	157	94.9	24	133	7
京都	41	42	23	8	8	1	1	129	1	5	9	—	15	144	89.6	25	119	40
大阪	12	20	21	13	10	12	10	100	11	5	13	3	32	132	75.8	43	89	4
兵庫	27	69	79	46	30	21	6	280	11	6	9	2	28	308	90.9	58	250	34
奈良	9	35	32	23	7	8	6	121	3	1	10	1	15	136	89.0	31	105	3
和歌山	46	61	35	20	13	9	5	190	1	2	3	—	6	196	96.9	31	165	4
鳥取	30	50	26	9	5	4	2	127	3	—	2	1	6	133	95.5	28	105	35
島根	1	50	39	20	6	8	5	194	1	—	3	—	4	198	98.0	34	164	43
岡山	38	75	39	20	6	8	5	246	5	5	10	2	22	268	91.8	67	201	94
広島	39	102	62	17	7	9	10	246	2	7	19	3	31	323	90.4	66	257	19
山口	53	83	68	51	20	9	7	292	2	4	9	3	18	268	88.8	31	129	3
山形	4	41	39	26	17	9	6	142	4	4	9	1	18	160	85.6	42	83	4
徳島	8	10	16	21	24	19	9	107	13	3	2	—	18	125	91.0	21	134	8
香川	1	27	37	32	23	11	3	141	6	1	5	2	14	155	90.8	40	188	6
愛媛	7	36	57	42	25	15	13	207	5	6	10	—	21	228	90.5	40	129	0
高松	18	36	29	24	11	11	7	153	4	2	10	—	16	269	73.2	67	183	24
福岡	24	46	42	40	25	19	8	183	7	7	37	16	67	250	76.7	27	93	0
佐賀	6	43	10	25	31	10	9	92	11	1	14	2	28	120	71.0	48	107	0
長崎	1	5	22	21	24	12	13	110	10	6	26	3	45	155	91.7	41	274	5
熊本	5	61	74	59	28	18	10	289	13	4	9	—	26	315	91.0	40	148	23
大宮	26	61	47	33	20	10	3	171	4	1	10	2	17	188	43.8	26	47	8
鹿兒	14	43	47	6	5	7	7	32	6	8	25	2	41	73	32.5	50	67	△1
合計	1	50	4	5	10	5	8	38	9	13	42	15	79	117	85.8	50	67	544
	836	1,892	1,860	1,490	948	695	427	8,245	290	219	726	142	1,377	9,622	1,958	7,664		
	19	78																

町村合併基本計画に基づく都道府県別合併予定一覧表

長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	府県	都道	
三四二	一八三	一四〇	一七〇	一四九	三二五	八九	五二	二四二	二八四	一四七	一一八	三三二	三三九	一九六	二〇二	一四一	一九七	一二九	一一五	〇〇〇未	二八・九	
二四		二	三		四		六		一	五	六		六			九	五	二〇	五	可能町村	合併不可	
三一八	一八三	一三八	一六七	一四九	三二一	八九	四六	二四二	二八三	一四二	一一二	三三二	三三三	一九六	二〇二	一三二	一九二	一〇九	一一〇	可能町村	差別合併	
四七	二八	二〇	二六	二二	四八	一三	六	三七	四三	二二	一八	五〇	五七	二九	三一	二〇	二九	一六	一七	廃止町村 A	二八年度合併進捗計画	
五	一	一	一	四	八	四	四	八	四	七	七	五	五	四	三	六	三	五	一七	の 入 す る も B		市及び 町の 編 成 C
四二	二七	一九	二五	一八	四〇	九	二	二九	三九	一五	一一	四五	五二	二五	二八	一四	二六	一一		の に よ り も C		Aの うち Aの うち 相互 D
一一	七	五	七	五	〇	三	一	八	〇	四	三	一一	一三	七	七	四	七	三		町 設 さ れ る D		町 間 の 合 併 に よ り 新 設 さ れ る D
三六	二一	一五	一九	一七	三八	一〇	五	二九	三三	一八	一五	三八	四四	二二	二四	一六	二二	一三	一七	A町減 D村少		

宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜
三二	一七一	二八九	一一〇	九二	一八三	一五三	二〇七	一四一	一〇七	一四二	二九二	二四六	一九四	一二七	一九〇	一一一	二八〇	一〇〇	二二九	一四九	二五八	一一三	二一八	二六一
			一四			一七	二二	九	八	四	一	二	六		一四	七	二	六		六			三八	一一
三二	一七一	二八九	九六	九二	一八三	一三六	一八五	一三二	九九	一三八	二九一	二四四	一八八	一二七	一七六	一一四	二七八	九四	二二九	一四三	二五八	一一三	一八〇	二五〇
五	一六	四三	一四	一四	二八	二〇	二九	二〇	一五	二〇	四四	三七	二八	一八	二六	一八	四一	一五	一九	二二	三八	一九	二七	三七
五	三	四	七	四	九	二	四	二	三	四	八	四	一	一	一	二	二	一〇	四	一	二	四	九	四
	二三	三九	七	〇	一九	一八	二五	一八	一二	一六	三六	三三	二七	一七	二五	一六	二九	一五	一五	二一	三六	一五	一八	三三
	一六	〇	二	三	五	五	七	五	三	四	九	九	七	五	七	四	八	二	四	六	九	一	一五	九
五	二〇	三三	一一	一一	二三	一五	二三	一五	一一	一六	三五	二八	二二	一三	一九	一四	三三	一三	一五	一六	二九	一八	二三	二八

鹿兒島	三八	一二	二六	三	三	一	一	三
合計	八、四五	二七五	七九七〇	二、〇五	三五	九八〇	二六三	九四三

第四節 熊本県における町村合併推進状況

一、町村合併促進審議会の設置

町村合併を積極的に促進するため、町村合併促進法が制定施行されたのに伴い、その推進機関として中央に町村合併推進本部が設置されたが、県においても、昭和二十七年七月町村合併の研究推進機関として、設置されていた県町村合併委員基準会議を発展的に解消して、町村合併促進法第四条の規定に基づく知事の諮問機関として「町村合併促進審議会」を設けることとし、審議会の組織および運営に関する事項を規定した「熊本県町村合併促進審議会設置条例」を、昭和二十八年一月二十四日（熊本県条例七十一号）公布施行した。この条例に基づき促進審議会委員の人数に着手し、同年一月二十七日付をもって県議会、県町村会、県町村議会議長会、県市長会、県市議会議長会、県教育委員会の推せん者、学識経験者、それに県職員を加えて新委員三四名を委嘱または任命した。

なお、新委員の委嘱または任命後町村合併促進法の有効期限が切れる昭和三十一年九月三〇日までの間に、町村合併または選挙による市町村長市町村議会議長および県議会議員の交替、あるいは国ならびに県職員の人事異動などにより委員もその都度委嘱または任命替えが行われた。

熊本県条例第七十一号（昭二八・一二・二四）

熊本県町村合併促進審議会設置条例

（設置の目的）

第一条 町村合併を促進するため、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二五八号）第四条の規定に基づき、熊本県町村合併促進審議会（以下「審議会」と

いう。）を置く。

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、町村合併に関する計画の策定について調査審議する。

2 審議会は、知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓発宣伝、勸奨及びあつせんを行う。

（組織）

第三条 審議会は、委員三五人以内をもって組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者について、知事が任命する。

一 熊本県議会が推薦する当該議会の議員

八人

二 熊本県町村議会議長会が推薦する県及び郡の町村議会議長会会長

七人

三 熊本県町村会が推薦する県及び郡の町村会長

七人

四 熊本県教育委員会が推薦する当該教育委員会の委員

一人

五 熊本県市議会議長会が推薦する市の議会の議長

一人

六 熊本県市長会が推薦する市長

一人

七 学識経験を有するもの

六人以上

八 熊本県の職員

四人以内

（会長）

第四条 審議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 会議は、会長が召集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第六条 審議会の庶務は総務部地方課において行う。

(雑則)

第七條 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県町村合併促進審議会委員 (昭二八・一二・二七) (順不同)

一 県議会側

自由党

〃

改進黨

〃

新生クラブ

〃

社会党

〃

二 町村議会議長会側

県町村議会議長会長

飽託郡藤富村議長議長

玉名郡玉名町

鹿本郡山鹿町

葦北郡佐敷町

球磨郡西村

天草郡本渡町

三 町村会側

県町村会長

菊池郡菊池村長

阿蘇郡宮地町長

宇土郡三角町長

上益城郡甲佐町長

八代郡宮地村長

天草郡本渡町長

大坂西石緒中吉	嶺古本大猿大	岡長岡田北谷松中
谷西住見形原村	川山森渡黒田	崎野本代村山本西
秀林徹隆重新運	直大健励勇敏	伊達由国慶林芳
彦吉恵之吉蔵	新熊蔵作蔵雄雄	郎也篤夫

四 県教育委員会側

県教育委員会委員長

五 県市議会議長会側

熊本市議会議長

六 県市長会側

熊本市長

七 学識経験者側

熊本営林局長

南九州財務局長

熊本日日新聞社長

農林中央金庫熊本出張所長

熊本女子大学教授

八 県職員側

県副知事

県総務部長

県土木部長

県農地部長

町村合併促進審議会委員交替一覽表

(以上三四名)

選出区分	職	氏名	委嘱年月日	解嘱年月日
県議会	県議會議員	中西 芳夫	昭二八・一二・二七	昭二〇・六・二一
〃	〃	松本 林蔵	〃	〃
〃	〃	谷山 慶輔	〃	〃
〃	〃	北村 国男	〃	〃
〃	〃	田代由紀男	〃	〃
〃	〃	岡本 篤	〃	〃
〃	〃	長野 達也	〃	〃
〃	〃	岡崎伊十郎	〃	〃

議長会																													
鹿本郡植木町議長	玉名郡横島村議長	宇土郡三角町議長	球磨郡多良木町議長	天草郡宮田村議長	葦北郡佐敷町議長	鹿本郡鹿北村議長	天草郡志岐村議長	球磨郡四浦村議長	鹿本郡鹿北村議長	玉名郡南関町議長	天草郡本渡町議長	球磨郡西村議長	葦北郡佐敷町議長	鹿本郡山鹿町議長	玉名郡玉名町議長	飽託郡藤富村議長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
福田不羈人	平島 一	山田 順基	篠原寅次郎	堀川 隆熊	寺川 寅彦	栗原 勝熊	宮崎 美則	石原 繁美	深牧 年喜	宮川 静男	嶺 新	古川 直熊	本山 大藏	大森 健作	猿渡 励蔵	太田黒勇雄	酒井 善為	弥山 貢	荒木 豊雄	園田 清充	矢野 寛	岩永 雅敏	魚住 一海	大童 俊一	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	昭三〇・六・二二	〃	〃	〃	昭三〇・三・一	〃	〃	〃	昭二九・七・二二	〃	〃	〃	〃	〃	昭二八・一二・二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭三〇・六・二二
			昭三〇・六・二二						昭三〇・三・一	昭三〇・六・二二			昭三〇・三・一			昭三〇・六・二二													

町村会													市議会議 長会		学 識 経 験										
〃	〃	〃	熊本宮林局長	〃	〃	〃	南九州財務局長	〃	〃	熊本市議会議長	八代郡下松求磨村長	下益城郡富合村長	玉名郡菊水町長	宇土郡宇土町長	上益城郡益城町長	天草郡富岡町長	上益城郡滝水村長	阿蘇郡小国町長	天草郡本渡町長	八代郡宮地村長	上益城郡甲佐町長	宇土郡三角町長	阿蘇郡宮地町長	天草郡荅北町議長	葦北郡芦北町議長
梶木 次郎	藤本 和平	明石 長助	浅田 重恭	横山 正臣	藤田 茂	塚本 一郎	兼坂 安次	大塚勇次郎	村島喜代人	伊豆野定造	石原 菊平	大和 忠三	吉田 定	森 競	本田 武夫	河津 富雄	大谷 秀彦	坂西 林吉	西住 徹恵	石見 孝之	緒形 重吉	吉村 運蔵	宮崎 義則	熊部十代継	
昭三〇・二二・八	昭三〇・九・一	昭三〇・三・一	昭二八・二二・二七	昭三一・二・二〇	昭二九・七・二二	昭二八・二二・二七	昭三〇・五・二七	昭二八・二二・二七	〃	〃	〃	昭三〇・六・二二	昭三〇・三・一	〃	〃	昭二九・七・二二	〃	〃	〃	〃	〃	昭二八・二二・二七	〃	〃	
	昭三〇・二二・八	昭三〇・九・一	昭三〇・三・一	昭三一・二・二〇	昭二九・七・二二	昭二九・七・二二	昭三〇・五・二七									昭三〇・三・一	昭二九・七・二二	昭三〇・六・二二	昭二九・七・二二	昭三〇・三・一	昭二九・七・二二	昭三〇・六・二二			

農林中央金庫熊本出張所長 大山田 晋 昭二八・一二・二七 昭三〇・三・一

” ” 稲益 正 昭三〇・五・二七

県教育委員 県教育委員長 福田 今寿 昭二八・一二・二七 昭三二・四・一四

” ” 木下 堅 昭三二・四・一四

市長会 熊本市長 林田 正治 昭二八・一二・二七 昭三二・四・一四

” ” 坂口 主税 昭三二・四・一四

県職員 県土木部長 佐分利三雄 昭二八・一二・二七 昭三二・八・

” ” 吉田光太郎 昭三二・八・

” ” 宮内 義彦 昭二八・一二・二七 昭三二・八・

” ” 相馬 五郎 昭三二・八・

二、町村合併促進審議会の活動状況

熊本県町村合併促進審議会は、昭和二九年一月一日第一回審議会を開いて、会長に熊本日日新聞社長伊豆富人を選任して本格的な活動を開始し、以後四回の会議を重ね、新町村建設計画の作成などについての審議を行うとともに、分村および境界変更問題、合併の勧告、あつ旋など知事の諮問に応じて多くの難問題を審議答申して、町村合併促進法が失効した昭和三十一年九月三〇日までの三か年における県の町村合併促進の推進力となった。

熊本県町村合併促進審議会

第一回審議会（昭和二九年一月一日）

附議事項

1 会長選挙

2 町村合併経過および現況報告

第二回審議会（昭和二九年一月五日）

附議事項

1 合併現況報告

2 昭和二九年度合併計画について

3 新町村建設計画について

4 合併困難な特殊事情にある町村に対する促進措置について

5 分村および境界変更について

6 財産の取扱いについて

7 議員および各種委員の任期について

8 町村合併に伴う協定事項について

第三回審議会（昭和三〇年三月八日）

附議事項

1 地方自治法第八条の二の規定による市町村の廃置分合計画について

（諮問）

第四回審議会（昭和三〇年六月二五日）附議事項

1 玉名郡清里村を、同郡長洲町および荒尾市に編入ならびに下益城郡中央村の一部を同郡砥用町に編入することについて（諮問）

三、市町村に対する合併の呼びかけ

県は昭和二八年一月四日付総務部長名をもって、各市町村長および各地方事務所長に「町村合併促進法の施行について」と題する通知を出し、町村合併の促進に関し広く住民全般に対して、法律の趣旨の周知徹底を期することを要請するとともに、その目的達成に格別の努力を払うよう要望した。

そもそも、本県における町村合併の問題は、町村合併促進法の施行前の昭和二七年、県町村合併基準委員会設置された時から本格化していたもので、市町村に対する合併の呼びかけも、パンフレット、壁新聞の頒布などを含めてその当時から積極的に続けられ、それによって同法施行までに盛り上がった合併気運をさらに促進するため、町村の実態調査等を行うほか、各市町村に対しては二八年一二月の改正を始めとし

て、町村合併促進法の改正等を常時各市町村長あて特に通知してその周知をはかる一方、さらに町村の合併気運を盛り上げる啓発行事として、二九年一月二八日各市町村関係者の参集を得て、国から町村合併推進本部委員掘間茂および自治庁行政課長長野士郎の町村合併促進講演会を開催したほか、県政記者座談会、町村合併に関する職員研修会などを実施した。

また、啓発資料として二九年九月と一二月の二回にわたり、(一)熊本県町村の概況、(二)熊本県の町村合併計画、(三)現在までの合併実績、(四)町村合併促進協議会設置状況、(五)合併市町村の実態、を内容とする「町村合併資料」を作成し、続いて同年一二月合併市町村の具体的指導要領を解説した「合併市町村指導要領」を印刷して広く関係方面へ頒布した。

このように町村自らの合併気運の醸成に努めた結果、促進法有効期間の第二年度を終わる直前の三〇年八月までに、多くの町村で合併の気運が熟してきたが、町村合併もいよいよ整理段階に入つてなお一層の努力が必要であるとして、郡単位に未合併町村を対象とした町村合併懇談会を開催することを計画し、同三〇年八月一日総務部長から各地方事務所長に開催要領を指示したので、八月二四日飽託郡の河内村等九か村が合同懇談会を開いたのを始めとして、同年一〇月までの間に一五地区の懇談会が開かれた。

さらに促進法施行期間中に町村合併を完遂したいという政府の意向に基づき、同年一二月一日総務部長から各地方事務所長に対し、本県においても中央の態勢に即応し、更に促進態勢を整える必要があることを強調するとともに、未合併町村の合併促進に関する具体的要領を指示して、一層の努力を続けるよう要請した。引き続き翌三一年に入るや一月一日県庁正面に「住民の幸福のため町村合併を本年九月までに完了しましょう」との懸垂幕を掲示、一月一四日「未合併町村の合併促進について」地方課振興係長のラジオ放送などにより、最終段階に対処してさらに積

極的な合併呼びかけを続けた。

町村合併促進法の施行について

昭二八・一一・四 地第一三二四号
各市町村長、各地方事務所長あて総務部長通知

去る九月一日法律第二五八号として公布された町村合併促進法は、一〇月一日から施行されることとなり、同法施行令は政令第三二三号として一〇月五日公布即日施行せられることとなった。

町村合併により弱小町村を解消し、町村規模の適正化を図ることは、地方自治の基盤を強化し、地方行政を簡素合理化する基本であるのみではなく、国政全般の合理的能率の運営に寄与するところが多いのであつて、政府は、去る九月一日の閣議において、町村合併促進法の施行を機とし、今後三年間に概ね現在の町村数を三分の一とすることを旨として、強力にその推進に当る方針を決定し、これがため関係各省庁、地方公共団体の代表者及び学識経験者をもつて組織する町村合併推進本部を内閣に設け、町村合併に関する基本方針及び基本計画を定めこの画期的な大事業を推進することとなった。

県においても近く合併促進審議会を設置し、さらに積極的に推進する方針であるが、同法の施行その他町村合併の実施上の諸般の措置については、各市町村における関係機関の積極的協力にまっところが頗る多いのであつて、全国的な町村の再編成の歴史的事業の成就是、帰するところは関係町村の自主的発意によらなければならない。

つては、同法の施行にあたり左記事項に御留意の上、町村合併の促進に関し、ひろく住民全般に対して同法の趣旨の周知徹底を期し、挙げてその目的の達成に努めるよう格別の御尽力をお願いする。

記

(記は自治庁の通達文である。)

町村合併懇談会開催について

昭三〇・八・一一 地第九九二号
各地方事務所長あて 総務部長通知

町村合併については貴職の努力により相当の進捗を示し御同慶に存ずる。

さて、町村合併もいよいよ整理的段階に入り、なお一層の努力を要すること
 と思われるので、貴職にあつては、さらにこれが啓発指導を強く推進し初期の
 目的達成に努力せられたい。
 ついては、左記要領により郡単位に未合併町村を対象とした町村合併懇談会
 を開催し、これが啓発促進を図るようお願いする。
 なお、開催期日、場所並びに懇談会出席者について、別記様式により至急回
 報されたい

更に未合併の町村単位又は関係町村単位の合併懇談会についても右要領に準
 じ実施するようお願いする。

開 催 状 況

- 一 開催日時 八月一五日より八月末日までの間
 二 参集者 未合併町村の長、議長その他助役、副議長並びに各種団体長等必
 要があれば地方事務所長において適宜選定のこと
 三 懇談事項 1 未合併町村の合併促進方策について
 2 町村合併計画について

阿 蘇										飽 託	郡 名	
錦 野 村	長 陽 村	久 木 野 村	白 水 村	野 尻 村	馬 見 原 村	菅 尾 村	柏 村	波 野 村	産 山 村	南小国村、小国町、産山村、波 野村、野尻村、柏村、菅尾村、 馬見原村、白水村、久木野村、 長陽村、錦野村、山西村	河内村、芳野村、中緑村、奥古 閑列村、錢塘列村、川口村、小 島村、中島村、竜田村	町 村 名
”	”	”	”	”	”	”	”	”	三〇・八・二六	三〇・八・二五	三〇・八・二四	実 施 月 日
”	”	”	”	”	”	”	”	”	役 場	阿蘇地方事務所会議室	飽託地方事務所会議室	実 施 場 所
”	”	”	”	”	”	”	”	”	三役、議会議員、各種団体の長、及び町村長が適当と認めた者	各町村長、議長	各町村長、助役、正副議長、河内・芳野両村庶務主任、奥古閑列村 漁業調整委員長、小島町郵便局長、竜田村婦人会長	出 席 者

菊池	山西村	郡内全町村	三〇・九・一九	菊池地方事務所会議室	正副議長
上益城	河原村、中島村、名連川村、朝日村、小峯村	三〇・一〇・一八	熊本県自治会館	三役、正副議長、各村からの選定者各一名、郡出身県議会議員四名	三役、正副議長
球磨	上村、免田町、岡原村、湯前町、水上村、須恵村、深田村、川村、四浦村、五木村、山江村	三〇・八・二八	球磨地方事務所会議室	三役、正副議長	

町村合併促進について

〔昭三〇・一二・一 地第一四二五号〕
各地方事務所長あて 総務部長通知

標記の件については鋭意努力中のことと存するが、最近にいたり国は全国各地方課長会議を開き、合併促進の協議を行ったのであるが、合併未了町村の促進及び新町村の育成についての法的措置を次期通常国会に提案する予定もあり、促進法施行期間中に町村合併を完遂したい意向である。については本県においても中央の情勢に即応し、更に促進体制を整える必要があると思われるので、貴職においては次により格段の御努力を煩わしたい。

一 中央から近く合併の啓蒙督促に來県の予定であるが、これに呼応して予め未合併町村の促進体制の強化をはかること。

二 地方事務所の合併計画案を提示して、その線に添い積極的推進をはかること。

三 計画案に基づき、関係町村の合併促進協議会を設置し、合併の具体的実働にはいること。

四 取り残し町村等において、前項の合併促進協議会を結成しえない場合には町村内の促進委員会を設け合併ブロックについての具体的検討を始めること。

四、町村合併の展開

県は昭和二六年に町村合併の推進に着手して以来、あくまで町村の自主的な意思による合併をたてまゑとして指導してきたが、翌二七年八月の地方自治法一部改正により知事に町村合併計画の策定およびこれに基づく勧告の権限が与えられたことにかんがみ、全県的な合併計画の策定を試み、同二八年六月から合併試案の作成に着手し、同年八月町村合併促進法の制定をみるに及んで本格的な合併試案の立案を急ぎ、同法公布直後に県下三一五カ町村を九二カ町村とする一応の成案を得て、一〇月五日の県町村合併基準委員会に諮った。その結果、結論を次回に持越すこととなつたため、県は再検討のうえ九二カ町村案をさらに八八カ町村に縮小する最終案を決定し、十一月一六日の最後の基準委員会にかけた結果、県案を一部修正して今後三カ年間に八六カ町村とする具体的な最終合併案と試案要領を決定して発表した。

この合併試案は地方事務所を通じて調査した多くの資料に基づきあらゆる面にわたって検討を行い、全市町村の実情を充分考慮して立案されたもので、県下一円の均衡化された合併構想の樹立をその基本方針とし

ており、この構想では町村の規模は平均人口一四、六九六人、平均面積七八・八四平方メートルとなっていた。

また、町村合併試案の決定を最後に熊本県町村合併基準委員会議は発展的に解消した。これに代わって町村合併促進法に基づく熊本県町村合併促進審議会が同二八年一月二七日発足。

町村合併試案要領及び合併試案は次のとおりである。

町村合併試案要領

一 基本方針

合併区域は個々の町村が自主的に決定すべきものであるが、全県にわたって町村合併を考慮する必要がある、一部地区の町村のみが他の考慮なく規模を決定する場合には、取残される町村等も生ずる虞れがあるので、県下一円の均衡化された合併構想を樹立し、適正規模の実現に資するものである。

郡名	区分		現		況		試		案
	町村数	人口	面積	平均人口	平均面積	町村数	平均人口	平均面積	
阿蘇	二五	二〇、八四三	一、一八〇・二五	四、四三四	四七・三	一〇	一一、〇八四	二八・〇三	一五
菊池	二五	二五、六五四	四六五・一〇	四、六二六	一八・六〇	八	一四、四五七	五・一四	一七
鹿本	二七	一〇三、一四五	三、四八・七七	三、八〇	二二・九二	七	一四、七五五	四九・八二	二〇
玉名	三七	一四七、五〇〇	三、七四・八九	三、九六六	一〇・一三	二二	一一、九二二	三三・二四	二五
下益城	一八	九七、七七	三、四・六七	五、四四五	一七・四八	六	一六、二八六	五・四五	三
宇土	三	六二、二六三	一五〇・三五	五、八九	二二・五三	四	一五、五五五	三七・五九	八
飽託	二四	七三、七〇	一七・五	三、〇七	七・五	六	一一、二八五	二八・五九	一八

二 取扱要領

- 1 本試案は町村長、町村議会議長及び地方事務所長の意見をくみ、おおむね人口、八、〇〇〇人以上、且つ、町村規模の均衡を目標として本会において作成したものであること。
- 2 本試案は合併促進の構想であり、地方自治法第八條の二第一項のいわゆる知事の合併計画ではない。
- 3 町村自体において本試案と異なる合併気運が醸成されるところであつても、特別の事情のない限りは、なるべく本試案の区域に調整を図る。
- 4 郡の境界にわたる合併又は町村を分割して合併する地区にあつては特に慎重に取扱うこと。
- 5 本試案は町村合併促進法の精神と合せて住民に周知徹底を図り、強制合併の印象を与えないように努める。

郡	上益城	八代	葦北	球磨	天草	郡計
三三	二四、五七四	一〇七、三七	六六、三七	一〇四、六五七	二四〇、七五〇	三、五
七〇八・〇三	三、六九六	六〇八・五九	三、八九三	一、三六・一九	八、八四・九〇	一、三四、三八七
三、八四	四	三、五五	六、六四	五、三三	四、〇八一	六、九六・九八
二八、六四三	二、五〇八	二、三七	二、二六	一、五〇〇	一、五〇〇	四、二六八
一七、〇二	七、七三	二、五〇八	二、五〇八	一、五〇〇	一、五〇〇	三、九六
二七	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二、九

(市外編入七)

町村合併試案

龍田村	飽					託			郡					市町村名	合併計画の 関係市町村
	走潟村	川口村	中田村 (錢塘村)	海路村 (奥古閑村)	奥古閑村	石井村 (並建村)	並建村 (白村)	藤富村	八分字村	中島村	小島村	松尾村	芳野村		
四、二五〇	二、〇八一	三、五三二	一、八一二	二、七四七	四、三九四	三、〇〇五	二、一五〇	三、四〇六	四、六一二	四、八〇三	四、〇七二	三、二五四	七、二二〇	五、一九四	六、一八九
八・三三	四・三〇	三・三〇	三・三三	五・〇九	一三・一四	五・四三	三・一九	三・七二	一〇・〇三	四・七八	一一・九七	二三・九五	一二・〇三	一四・〇五	一五・〇五
			一四、五六六			八、五六一			一三、四八七			一〇、四七四		一一、三八三	
			二九・一六			一二・三四			二六・七八			三五・九八		二九・一〇	

下益城郡					宇土郡					郡			小戸島村		供合村						
東砥用村	砥用町	守富村	杉合村	豊田村	隈庄町	杉上村	網田村	網津村	緑川村	轟村	宇土町	花園村	不知火村	松合町	大岳村	郡浦村	戸馳村	三角町	小山戸島村	広畑村	供合村
六、四〇五	八、三〇八	五、九七三	四、九六八	六、二〇八	五、四四二	五、六四七	七、六六四	五、二七七	三、九一三	二、六三八	六、八七七	四、八〇六	七、〇二六	五、四六二	二、四二四	四、六七五	三、〇五六	八、四四五	三、八七五	三、四九一	三、六二四
四〇・七八	五一・九六	一二・九一	七・七三	一八・四八	六・一二	一二・五九	二一・九二	一五・七六	九・一〇	七・五七	三・三二	一二・〇六	一六・五〇	一四・二四	一〇・〇一	一七・九二	七・七〇	一四・二五	一三・一六	八・八一	七・八七
一四、七一一			二八、二三八				一二、九四一		一八、二三四				一四、九一二			一六、一七六					一五、二四〇
九二・七四			五七・八三				三七・六八		三二・〇五				四〇・七五			三九・八七					三八・一七

玉 名 郡																				
江田村	腹赤村	清里村	長洲村	大野村	睦合村	六栄村	鍋高村	高道村	滑石村	豊野村	海東村	河江村	小川町	小野部田村	松橋町	豊福村	豊川村	当尾村	年弥村	中山村
四、〇七四	三、九二九	四、七六九	八、二三五	三、一八〇	二、五八一	三、三一八	三、九七三	四、〇四二	四、三八九	八、一八〇	四、三〇六	五、六三一	五、二八八	二、八六一	四、二六〇	四、七三〇	四、〇七九	五、五五六	三、九一六	五、六五九
八・一一	五・三八	八・四二	四・九二	五・一七	六・三四	七・九〇	六・七四	七・一九	七・五一	三・八六	一・九六	七・八八	六・〇六	六・八六	一・五六	一・三四	一・二・七九	一・六・三三	三・三二	一・九・一四
	一六、九三三			九、〇七九			一一、四〇四			八、一八〇		一八、〇八六			一八、六二五				九、五七五	
	一八・七二			一九・四一			二二・四四			三一・八六		三九・七六			四二・〇二				五〇・四六	

大浜町	神尾村	緑富村	春富村	山北村	木葉村	伊倉村	八嘉村	玉水村	小天村	小田町	梅林村	石貫村	玉名村	月瀬村	玉名町	築山村	東郷村	川沿村	花簇村
三、八一八	三、九五〇	三、二八九	三、三八四	四、四六二	三、九〇三	五、六〇五	三、四七七	四、〇〇七	五、五一三	一、六九五	三、一五八	一、八四五	二、三三〇	一、六二七	一四、〇〇六	二、四〇八	二、八七三	二、四三九	一、八四七
八・七六	一六・一五	二〇・七〇	二二・九〇	一六・四九	七・六七	六・〇六	一一・五一	九・五九	三・一八	四・二九	七・五三	八・六八	四・八六	六・八五	七・一一	七・九七	一二・九二	九・四四	七・五〇
	一〇、六二三			八、三六五		九、〇八二		九、五二〇		一〇、六五五					一六、四一四		一一、二三三		
	五九・七五			二四・一六		一七・五七		二二・七七		三二・二一					一五・〇八		三七・九七		

鹿 本 郡																					
米田村	川辺村	八幡村	三玉村	平小城市	三岳村	山鹿町	中富村	稲田村	来民町	六郷村	内田村	広見村	岳間村	岩野村	米富村	坂下村	大原村	賢木村	南関村	横島村	豊水村
四四九一	一、九三三	四四八七	三、三二五	二、八九八	三、三九五	二、九六五	三、二三四	三、四一九	五、七二九	三、九六〇	四、五三三	二、八九九	二、七四八	三、五三八	二、二九五	三、二二五	三、六四八	五、一八六	五、七三五	七、一六三	二、二一八
一〇・六六	七・二五	六・三五	一五・八四	一六・一〇	二二・二六	二・五四	六・六二	六・七一	四・八七	一八・九九	四一・四〇	一七・六六	四〇・二二	二八・五六	二二・四五	一〇・八九	二三・三七	二二・二五	一九・〇八	一六・二二	三・九九
			三七、四八三				一一、三七二		四・八七		八、四九三		九、一八五			二〇、〇七九				一一、一〇九	
			八七・四〇				一八・二〇		四・八七		六〇・三九		八六・三四			七七・九四					二八・八七

菊 池 郡																				
城北村	花房村	戸崎村	菊池村	河原村	隈府町	迫間村	水源村	龍門村	菱形村	桜井村	田原村	山東村	植木町	山本村	吉松村	田底村	山内村	米野岳村	千田村	大道村
四九六一	一、七六八	二、一八二	四、二二九	二、九八二	一一、一七四	三、七九五	四、四九三	三、〇五八	三、五二三	三、八七	二、九四九	二、七五六	二、一五二	三、七八二	四、一八五	三、五四七	一、九四三	三、〇二七	三、九三二	四、〇〇九
一九・七一	六・四三	五・六五	六・六八	一三・二五	三・七六	一八・二二	七六・九六	四七・五二	一〇・九八	六・四二	九・九三	九・一八	一・五二	二二・二八	八・九九	六・二一	九・二五	一一・九八	九・八一	七・五〇
		二八、二八六				一一、三四六					一五、一九七			一一、五二四			八、九〇一			
			五五・四八			一四二・七〇					三八・〇二			二七・三八			三二・〇四			

古城村	中通村	宮地町	波野村	産山村	旭野村	護川村	北合志村	津田村	原水村	合志村	西合志村	瀬田村	陣内村	平真城村	大津町	田島村	泗水村	清泉村	加茂川村	磐村
二、四五九	二、〇〇七	六、〇四六	三、六七九	三、一一九	二、一四九	四、七七一	三、四五七	五、三〇四	四、一五八	八、九九八	一〇、〇七三	三、二九四	三、八六七	二、三九二	九、〇七〇	一、九九一	八、三四五	二、四八二	三、五五七	二、一一二
三八・二〇	二五・三三	一八・七一	七一・二九	六〇・五四	一六・九七	二二・九二	二四・二六	一一・六四	一二・八六	二八・九三	二四・三五	二一・六五	六・七四	三五・七四	一一・九一	五・三八	一九・七六	八・九二	五・九七	八・九二
二、七二九			六、七九八		一〇、三七七			九、四六二		一九、〇七一		一八、六二五			一〇、三三六			八、一五一		
一〇五・五三			一三一・八三		六四・一五			二四・五〇		五三・二八		七六・〇四			二五・一四			二三・八一		

												阿			蘇			郡	
黒川村	南小国村	小国町	錦野村	山西村	馬見原村	管尾村	柏村	久木野村	長陽村	白水村	永水村	高森村	色見村	草部村	野尻村	尾カ石村	山田村	内牧村	坂梨村
八、〇〇二	七、三八九	一五、一八九	三、一七〇	四、四四七	三、二四三	一、八一二	四、〇二六	三、九〇八	四、五一九	七、〇一八	二、七七九	四、七三〇	一、九三一	三、四六四	二、八七七	二、九七〇	二、八九八	六、九四四	二、二二七
四八・二八	二六・四二	三七・三〇	一三・三二	五二・〇五	二四・二六	二二・六二	七四・一四	五〇・九九	三一・七四	四八・二八	二六・一一	一五・三九	三三・三八	五六・七四	六八・六二	三六・〇九	三二・四一	五五・八九	二三・二九
八、〇〇二	七、三八九	一五、一八九	七、六一六		九、〇八一			一八、二三四				一三、〇〇二				一二、八二二			
四八・二八	一一六・四二	一三七・三〇	六五・二七		一二〇・〇二			一五七・二二				一七四・二三				一二四・三九			

上 益 城 郡																							
浜	下	宮	龍	甲	乙	白	坂	豐	六	大	七	滝	高	木	御	秋	広	飯	白	木	福	津	河
町	矢	内	野	佐	女	旗	村	秋	嘉	島	滝	水	木	倉	船	津	安	野	水	山	田	森	原
村	部	村	村	町	村	村	小	列	村	村	村	村	村	村	町	村	村	村	町	村	村	村	
六、 六二七	三、 三三三	二、 五六二	二、 八一三	六、 六七二	四、 四六六	三、 四〇二	二、 〇〇七	四、 五二五	四、 四三六	六、 四七七	三、 〇七四	一、 七五五	二、 九一二	七、 一五八	四、 四一七	四、 七八五	四、 九九八	一、 六三八	三、 五一四	三、 六三二	四、 六四九	三、 二〇三	
二〇・ 七一	三〇・ 〇五	一四・ 〇〇	一二・ 三七	九・ 一五	一四・ 三六	七・ 四五	四・ 五二	八・ 一四	八・ 九九	四八・ 九五	二五・ 二〇	四・ 九五	八・ 四五	五・ 二一	六・ 六三	九・ 七二	一六・ 三三	二・ 八三	六・ 三七	一三・ 〇二	二〇・ 六二	一一三・ 五四	
			一九、 九二五							三三、 三四四							三〇、 八三六						
			五七・ 三三							一一四・ 四一							一〇九・ 〇六						

八 代 郡																				
文	鏡	昭	千	下	上	河	下	種	龍	有	宮	野	吉	和	中	朝	名	小	御	白
政	町	和	丁	松	松	侯	岳	山	峯	佐	原	津	野	鹿	島	朝	連	峯	岳	糸
村	村	村	村	求	求	村	村	村	村	村	村	村	村	島	村	日	川	村	村	村
七、 八五三	一〇、 九九八	一、 五六〇	八、 四〇二	八、 一九六	六、 五五四	二、 二八〇	二、 二一七	三、 七一九	三、 〇五九	四、 三七九	五、 四八〇	二、 七二八	三、 一四二	四、 三〇四	四、 五一九	三、 三五四	二、 七〇六	三、 四一三	三、 七三三	三、 七九三
二四・ 二九	一〇・ 〇七	八・ 七三	五・ 五二	七五・ 六七	四七・ 八〇	四一・ 二七	一九・ 八五	二四・ 四五	四・ 四七	五・ 六五	八・ 三三	三・ 九二	七・ 八〇	八・ 九五	七三・ 五四	五六・ 二三	六一・ 二五	七二・ 九八	二四・ 九九	八七・ 四八
	一八、 八五一		九、 九六二		一四、 七五〇		八、 二二四			一一、 九一六			一〇、 一七四				六一、 四七八			
	三四・ 三六		一四・ 二五		一二三・ 四八		八五・ 五七			一八・ 四五			二〇・ 六七				四二七・ 二三			

		葦 北 郡															
西 村	津 奈 木 村	久 木 野 村	吉 尾 村	大 野 村	田 浦 町	湯 浦 町	佐 敷 町	百 濟 木 村	二 見 町	日 奈 久 町	宮 地 村	八 千 把 村	郡 築 村	今 剛 村	高 田 村	柿 迫 村 (柿 迫 村、 久 連 子 村、 椎 村、 葉 木 村、 尾 村、 榎 村)	
四、 八 九 四	九、 三 〇 三	三、 一 七 九	三、 五 五 九	四、 五 二 一	九、 五 四 七	八、 六 七 三	一、 四 二 四	三、 九 七 〇	四、 四 七 〇	七、 五 九 一	四、 八 一 〇	五、 四 八 七	四、 六 三 二	五、 八 四 四	六、 〇 二 二	五、 六 八 四	
二 九 ・ 二 〇	三 二 ・ 五 一	四 〇 ・ 〇 二	三 四 ・ 〇 七	五 五 ・ 五 二	三 三 ・ 一 九	六 五 ・ 六 七	四 四 ・ 七 一	三 六 ・ 七 九	二 四 ・ 九 七	一 六 ・ 二 三	二 一 ・ 五 二	七 ・ 二 三	一 〇 ・ 四 一	一 六 ・ 二 六	九 ・ 〇 四	二 四 ・ 三 五	
	(水俣市へ の編入を予 定された村)		三 七、 七 二 四				一 六、 〇 三 二		(八代市へ の編入を予 定された村)					五、 六 八 四			
			一 三 三 ・ 一 六				七 七 ・ 九 九										二 四 七、 三 五

		球 磨 郡																	
上 登 立 村	五 木 村	水 上 村	湯 前 町	神 瀬 村	一 勝 地 村	渡 村	四 浦 村	川 村	山 江 村	黒 肥 地 村	久 米 村	多 良 木 町	岡 原 村	深 田 村	須 恵 村	上 村	免 田 町	木 上 村	一 武 村
六、 七 八 六	五、 九 〇 二	六、 九 四 四	八、 四 九 九	三、 四 七 一	五、 〇 七 九	三、 六 六 八	二、 九 七 〇	五、 八 六 〇	六、 〇 五 一	五、 三 四 四	四、 九 九 八	八、 六 八 一	四、 一 六 七	二、 九 八 四	二、 一 八 〇	七、 五 七 四	六、 三 九 四	四、 六 三 四	四、 三 六 三
八 ・ 〇 四	三 五 ・ 〇 七	一 三 ・ 四 四	四 八 ・ 五 四	六 六 ・ 五 二	九 二 ・ 九 四	四 八 ・ 二 一	六 四 ・ 三 五	三 〇 ・ 四 三	一 三 ・ 八 九	三 五 ・ 九 八	一 〇 ・ 六 七	二 七 ・ 八 五	二 〇 ・ 五 〇	二 一 ・ 〇 一	一 七 ・ 四 九	九 〇 ・ 二 四	一 〇 ・ 一 五	三 一 ・ 七 一	二 三 ・ 一 四
二 〇、 三 八 四	二 六、 八 七 八	一 五、 四 四 三		一 二、 二 一 八			一 四、 八 八 一			一 九、 〇 二 三				二 三、 二 九 九				一 三、 八 九 一	
八 一 ・ 六 七	三 八 ・ 七 二	二 四 〇 ・ 九 八		二 〇 七 ・ 六 七			二 二 六 ・ 六 七			一 六 五 ・ 五 〇				一 五 九 ・ 三 九				八 四 ・ 〇 五	

天 草 郡																				
鬼池村	島子村	下津浦村	上津浦村	赤崎村	大浦須子列村 (大浦村、須子村)	栖本村	宮田村	棚底村	浦島村	大道村	高戸村	種島村	姫戸村	楠甫村	教良木河内村	今津村	阿村	湯島村	維和村	中村
三、六〇一	二、八三〇	一、二七七	二、二一五	二、三〇二	二、八九九	五、六六四	二、九二六	二、六七〇	二、四五四	三、二七〇	二、七六六	二、四九三	六、三〇一	一、七四一	三、〇五八	五、九三〇	三、三五四	一、七八四	三、三八二	六、五九五
六・八八	一・六三	八・八五	一・四九	五・四八	一・四七	三三・二七	五・二九	八・三六	一・二二	七・五四	六・三〇	三・七〇	一八・八五	一・五一	二六・一一	一九・八三	五・三七	〇・七一	六・七六	一・二八
			一、五二三				一三、七一一			九、五二九					二〇、三八四					
			四八・九二				五九・一四			一七・五四					八一・六七					

中田碓石列村 (中田村、碓石村)	宮地岳村	大江村	高浜村	下田村	福連木村	下浦村	志柿村	楠浦村	榎宇土村	亀場村	本村	佐伊津村	本渡町	都呂々村	志岐村	富岡村	坂瀬川村	城河原村	平野村	二江町	御領村
一、七六一	一、九〇七	三、八〇八	四、六六三	二、三八九	一、一九七	四、四七四	三、〇三九	四、三一六	一、七四五	二、五七九	三、四一二	四、五六一	一六、五九三	二、九八二	五、一五八	四、〇五九	二一、九九三	二、四〇三	二、三六〇	四、九四四	六、〇二九
一一・八七	二〇・三六	一四・五三	三一・六六	二二・六二	一六・九三	一四・九九	一三・二九	二〇・〇五	一六・二三	八・四五	二三・六四	六・七九	二三・二三	二三・四三	二五・八五	三・九二	一五・三三	一四・九六	一二・二九	五・一七	一一・五二
		一〇・二三六						四〇、七一九							一六、一九二				一九、三三七		
		七六・九八						一二五・六六							六七・五三					五〇・八二	

宮地村	四、二四四	三二・七〇		
大多尾村	二、三一四	一二・〇五		
一町田村	五、八八〇	五五・三二		
新合村	一、九一三	一八・一五	一一、六八五	九五・四二
宮津村	三、八九二	二一・九五		
二浦村	二、四三六	二三・八三		
宮野河内村	二、七七八	一九・六八		
牛深町	一九、四三四	一五・一三		
深海村	四、〇一五	一八・二二	三九、三一九	一一五・八〇
久玉村	五、六九五	二二・六九		
魚貫村	四、九六一	一六・二六		
御所浦村	九、一八七	二二・九八		

町村合併試案の発表後、県はまず「新町村建設計画の考え方」を作成し、地方課と地方事務所が一体となって合併試案の推進にあたる一方、二八年一月二二日、本庁関係部課長会議で、町村合併試案、建設計画作成要領、建設計画審査要領などを協議し、続いて翌年三月二七日、合併市町村に対する補助金の交付、合併市町村の合併前後の措置などについて協議するため教育庁、局、室を含む庁内関係部課長会議を開催して協力を求め、地方事務所長には、今後の新町村建設計画の作成などに関する具体的指導要領を指示するなどの措置を講じたので第一次合併として二九年四月一日には三市九町村の新設と一村の編入が実現し、五九を数える町村が減少して、当初計画を上回る実績を示した。

続いて二九年度は、第二次合併期として翌三〇年四月の地方議員および長の任期満了前を目標に、全体計画の六五パーセントの実現を目途と

する昭和二九年度町村合併促進要領を定め、五月一日その要領を指示するため各市、地方事務所の事務責任者会議を開催し、六月二三日付で各地方事務所長あての同要領に関する総務部長通知を行うかたわら、地方事務所長と同総務課長の合同会議、庁内関係課長会議を常時開催するなど、県町村合併促進協議会と協力して全県的に合併の推進にあたった。その結果、二九年度中の実績は合併件数四一件、減少町村九八を数え、三〇年四月一日現在の進捗率は当初計画の七二パーセントを示すにいたった。

なお、政府の合併市町村に対する行財政上の援助措置に関する通知に基づき、昭和二九年六月一日、総務部長から庁内各課長に通知がなされている。

合併市町村に対する行財政上の援助措置について

昭二九・六・一一 地第七八七号

庁内各課長あて 総務部長通知

標記の件に関しては、かねて御配意を煩わしているところと存するが、別紙のような通達もあつたので、合併市町村の育成強化と今後の町村合併促進のため更に格別の御配慮をお願いする。
(別紙は自治庁の通達文である。)

昭和二九年度町村合併促進について

昭二九・六・二三 地第九二五号

各地方事務所長あて 総務部長通知

標記の件について別紙のとおり促進要領を定めたので管下町村の促進にあつて遺憾のないよう指導せられたい。

昭和二九年度町村合併促進要領

一 基本方針

昭和二九年度における町村合併は全町村の六五%の実現を期して、七月、十月、一月の三期に分けて促進するものとする。

二 促進方策

県は町村合併促進審議会と協力し、全県的合併気運の醸成を図るとともに地方事務所は管内町村の合併について積極的に推進するものとする。

1 県は全般的な啓発宣伝に当たるとともに、地方事務所と協力し、合併関係町村の指導にあたる。

2 地方事務所は町村長、町村議会の自主的促進方策を研究推進するとともに、管内各種団体、特に農業協同組合、婦人会、青年団等の協力体制を確立すること。

3 合併関係町村間の協力体制を整えるため、町村合併促進協議会の設置とともに各種団体長、特に農協、婦人会、青年団幹部の連絡を緊密化すること。

4 町村合併に関連し、一部区域の変動の問題が生ずる場合は、町村合併後においてこれを処理するものとする。

5 住民の世論の啓発については、周到な用意をもって適宜行うものとするが、住民大会、住民投票はなるべくこれを行わないこと。

三 新町村建設計画について

1 新町村建設計画の事業費総額は、経費節減見込額の二倍程度をもって計画すること。

2 新町村建設計画の策定にあたっては、関係町村の産業振興計画を基盤として新町村の一体制の確立に努めること。

3 国及び県の各種年次計画等を参酌し、建設計画の策定に当ること。

4 建設計画中、産業振興計画については、県の産業振興計画と一体化するため、県振興局と連携を密にすること。

5 建設計画の策定については地方事務所と県出先機関の協力関係を密にして建設計画の実施についても協力を求めること。

さらに県は昭和三〇年度以降は第三次合併時期として町村合併促進法が失効する三一年九月三〇日を目標に昭和三〇年度町村合併促進指導要領を定め、今後は町村合併の整理的段階であるからこの時期に対処して指導の徹底を期するため、今後の合併については特に地方自治法第八条

の二の規定に基づく町村合併計画を策定し、合併の円滑な推進により所期の目的を達成することを打ち出している。

この要領の決定に伴って同条の規定に基づく町村合併計画を策定するため「策定の基本方針」および「策定要領」を作成し、三〇年四月二七日地方事務所長および同総務課長の合同会議において具体的に指示するとともに、五月四日総務部長名で、すみやかに管内町村の合併計画案を提出するよう各地方事務所長に重ねて指示した。また五月二六日には教育庁を含む庁内課長会議を招集し、新市町村の育成指導、建設計画の作成などについて協議を重ね、協力を要請した。

その後関係市町村からの希望に基づく合併計画について県町村合併促進審議会の答申を経て知事勧告をしたのは、六月の清里村の荒尾市、長洲町への編入をはじめとして、翌三一年二月までに七地区の合併計画であった。なおこれ以前三〇年三月に八代郡宮地村の八代市編入についても同様に知事勧告が出されている。

特に昭和三一年度は促進法有効期間の最終年度にあたり、二月七日閣議決定された「町村合併の完遂に関する件」および町村合併推進本部が一月三十一日決定した「町村合併の完遂措置要領」により関係者は全力をあげて合併促進に努力した。

その過程の中には二九年三月玉名市参加に反対した玉名郡伊倉町の紛争問題が東京で政治問題化したのを始め、立野地区の菊池郡大津町への合併反対問題にからむ発砲騒ぎ、玉名郡清里村の荒尾市、長洲町への編入問題、さらに阿蘇郡錦野村、鹿本郡稲田村などで紛争が起こって町村合併に対する大きな障壁となったが、全県的な町村合併は着々と進み、当初県議案の九〇パーセント、自治庁の基本計画の九四パーセントの進捗率をもって、昭和三一年九月三〇日一応町村合併促進法の適用期限切れとなった。これにより県下の市町村数は、昭和二八年一月町村合併試案策定当時の五市三一五か町村から九市一〇八か町村に減少し、三八の未合併町村を残すこととなった。

昭和三〇年度町村合併促進指導要領、地方自治法第八条の二の規定に基づく合併計画と知事勧告の内容、その他昭和三〇年度以降における主要な関係文書及び昭和二十八年一月一日の町村合併促進法施行から同三年九月三〇日同法が失効するまでの間における町村合併状況は次のとおりである。

昭和三〇年度町村合併促進指導要領

- 一 町村合併については自主的な合併を促進することを建前とし、今後の整理的段階に対処するため、指導の徹底を期すること。
 - 二 地方自治法第八条の二の規定に基づく町村合併計画を策定し、合併の円滑な推進を図るものとする。
 - 三 合併推進に当たっては民意の把握に努めるため、予め、住民の賛否、分村の要否物について適確な実態調査を行わせるものとする（自主的な住民投票、与論調査、戸別調査等）。
 - 四 分村問題については慎重な調査を進めて合理的区域を定め、その地区の実情に即応した方法を講ぜしめるものとする。
 - 五 合併促進協議会における協議は十分な討議を重ね、議会はその決定に従うものとする。
 - 六 新町村の育成指導に重点を置き、合併効果の実現に努力するものとする。
- 町村合併計画策定の基本方針
- 町村合併計画の作成に当っては国の町村合併基本方針に基く他特に次の事項に留意して定めるものとする。
- 一 人口八、〇〇〇以上の町村を標準として町村規模の適正化を図ること。
 - 二 地勢、人口密度、経済事情、都市計画、地方の総合開発その他の具体的な事情に照し決定すること。
 - 三 住民の人情、風俗、習慣等が類似し、又は特に著しい相違がなく、将来の共同社会として自治意識を醸成することができるものであること。
 - 四 境界変更は特に必要ある場合の他は考慮しないこと。
- 町村合併計画策定要領
- 一 町村合併については、自主的な合併を促進することを建前とし、今後の整

- 理的段階に対処するため、地方自治法第八条の二の規定に基づく町村合併計画を策定し、合併の円滑な推進を図るものとする。
- 二 地方事務所長は町村合併試案を充分考慮し、管内の町村について別紙の町村合併計画策定の基本方針に基いて速やかに町村合併計画案（以下「計画案」という。）を策定すること。
 - 三 地方事務所長は管内の計画案の策定にあたっては、関係町村長と充分協議の上、その意見を聴くこと。
 - 四 町村長は右の意見について町村合併促進委員会及び町村議会等の意見を徴するとともに、住民の意志を充分尊重すること。
 - 五 県は地方事務所長より提出された計画案に基いて調査研究の上、県下の計画案を速やかにとりまとめるものとする。
 - 六 県は計画案を町村合併促進協議会に諮問し、関係町村及び県議会の意見を聴き決定するものとする。
 - 七 町村合併促進協議会が必要に応じ小委員会を設け調査審議を行うものとする。

（様式）
町村合併計画

〇〇地方事務所

郡名	町村名	現況		合併計画		摘要
		人口 人	面積 平方糎	人口 密度 人	人口 密度 人	
何郡	何町(村)					
	何町(村)					
	何町(村)の一部					
（以下同じ）						

地方自治法第八条の二の規定に基づく合併計画と知事勧告

勧告された市町村	勧告内容	諮問年月日	審議会開催日	答申年月日	勧告年月日	摘要
市町村	宮地村を廃し八代市へ編入	三〇・三・五	三〇・三・八(第三回)	三〇・三・八	三〇・三・二	三〇・四・二施行
八代市	清里村の一部の区域を荒尾市に、その他の区域を長洲町に編入	三〇・六・五	三〇・六・五(第四回)	三〇・六・五	三〇・六・三	三〇・七・二〇施行
荒尾市	中央村の一部の区域を砥用町に編入	三〇・六・三	三〇・六・五(第四回)	三〇・六・五	三〇・六・五	三〇・七・二〇施行
下益城郡 中央村 砥用町	宇土町の一部の区域を松橋町に編入	三〇・八・七	三〇・八・八(持回り)	三〇・八・八	三〇・八・九	三〇・二・二施行
宇土郡宇土町 下益城郡 松橋町	鏡町の一部の区域を宮原町に編入	三〇・八・七	三〇・八・六(持回り)	三〇・八・八	三〇・八・九	三〇・二・二施行
八代郡宮原町 鏡町	南関町の一部の区域を玉名市に編入	三〇・二・二〇	三〇・二・二〇(持回り)	三〇・二・二〇	三〇・二・二	三〇・二・二施行
玉名市 玉名郡南関町	昭和村を廃し八代市に編入	三〇・三・六	三〇・三・七(持回り)	三〇・三・七	三〇・三・八	三〇・四・二施行
八代市 八代郡昭和村	富合町の一部の区域を宇土町に編入	三〇・三・六	三〇・三・七(持回り)	三〇・三・七	三〇・三・八	三〇・四・二施行
下益城郡 富合町 宇土郡宇土町						

地第二八六号

昭和三〇年三月五日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人殿

市村の廃置分合計画について

さきに町村合併試案を策定し、市町村の組織及び運営を合理的、能率的にし、住民の福祉を増進するため、町村合併の促進に当たっているのであるが、今般左記地区について町村合併促進法第三七条及び地方自治法第八条の二の規定によ

り、廃置分合の計画を定めたいので、町村合併促進法第三七条第一項の規定に基づき、貴会の意見をお願いする。

市村の廃置分合計画

郡市名	合併関係市村		合併市		備考
	市村名	人口	市名	人口	
八代市	八代市	六六、三三三人	八代市	七四、四四一人	宮地村を廃し、その区域を八代市に編入するものとする
八代郡	宮地村	四八〇人	八代市	八八、三三三人	

第一号

市村の廃置分合の計画について

三月五日地第二八六号をもって熊本県知事より意見を求められた市村の廃置分合の計画については、適当なるものと思われる。

昭和三〇年三月八日

熊本県町村合併促進審議会議長 伊豆 富人

地第二八六号

昭和三〇年三月二日

熊本県知事 桜井三郎

八代市長 殿

八代郡宮地村長

市村の廃置分合について

地方自治法第八条の二項の規定に基づき、市村の廃置分合計画を左のとおり定めたので、速やかに関係市村の協議を進められるよう勧告する。

(計画は諮問に同じ)

地第八二二号

昭和三〇年六月二日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人殿

市町村の廃置分合及び境界変更の計画及び勧告について

地方自治法第八条の二の規定による市町村の配置分合及び境界変更の計画を

次のとおり定め、関係市町村に勧告することについて貴会の意見をお伺いする。

一 町村合併促進法第三七条第一項五号及び同法第一一条の三第一項の規定に基き、玉名郡清里村の区域のうち次の区域を荒尾市に、その他の区域（梅田建浜、堀崎の各部落）を玉名郡長洲町に編入する。

おつて、長洲町は、その規模及び区域の適正化のため、さらに隣接区域と速やかに合併するよう努力すること。

高浜本村、牛水上、牛水中、牛水下、小野、水島の各部落

二 町村合併促進法第一一条の三第一項の規定に基き、下益城郡中央村の区域のうち次の区域を下益城郡砥用町に編入する。

大字今、大字坂貫、大字下草野並に大字岩野のうち字長田、字大谷、字加倉、字前畑、字前平、字津加峯、字野中及び字竹の谷の区域

第二号

市町村の廃置分合及び境界変更の計画並びに勧告について

六月二二日付地第八二一号をもって熊本県知事より意見を求められた市町村の廃置分合及び境界変更の計画並びに勧告については、適当であるのでこの旨答申する。

昭和三〇年六月二五日

熊本県町村合併促進審議会 伊豆 富人

地第八二一号の二

昭和三〇年六月二五日

熊本県知事 桜井 三郎

荒尾市長 殿

玉名郡長洲町長

〃 清里村長

町村合併促進法第三七条第一項第五号及び同法第一一条の三第一項の規定に基き、玉名郡清里村の区域のうち次の区域を荒尾市に、その他の区域を玉名郡長洲町に編入するよう勧告する。

おつて、長洲町は、その規模及び区域の適正化のため、さらに隣接村と速か

に合併するよう努力されたい。

高浜本村、牛水上、牛水中、牛水下、小野、水島の各部落

地第八二一号の一

昭和三〇六月二五日

熊本県知事 桜井 三郎

下益城郡砥用町長 殿

〃 中央村長

町村合併促進法第一一条の三第一項の規定に基き、勧告について

町村合併促進法第一一条の三第一項の規定に基き、下益城郡中央村の区域のうち、次の区域を下益城郡砥用町に編入するよう勧告する。

大字今、大字坂貫、大字下草野並に大字岩野のうち字長田、字大谷、字加倉、字前畑、字前平、字津加峯、字野中及び字竹の谷の区域

地第一一一一号

昭和三〇年八月一七日

熊本県知事 桜井 三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人 殿

町の境界変更の計画及び勧告について

町村合併促進法第一一条の三第一項の規定に基き、宇土郡宇土町の区域のうち次の区域を下益城郡松橋町に編入する計画を定め、関係町に勧告することについて貴会の意見をお伺いする。

宇土郡宇土町大字松山宇岩谷三六五五の一番から三七二〇番まで

〃 〃 〃 〃 〃 五一一三番から五一三二番まで

〃 〃 〃 〃 〃 岡獄三五四三の一番から三五八一の三番まで

〃 〃 〃 〃 〃 三五八二番から三六五四番まで

〃 〃 〃 〃 〃 五一二九番から五一三二番まで

〃 〃 〃 〃 〃 外野三四五二番から三五四二番まで

地第一一二〇号

昭和三〇年八月一七日

熊本県知事 桜井 三郎

町村合併促進法第一条の三第一項の規定
に基く勧告について

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、宇土郡宇土町の区域のうち次の区域を下益城郡松橋町に編入するよう勧告する。
(区域諮問と同じに付省略)

地第一二六六号

昭和三〇年一月三〇日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人 殿

市町の境界変更の計画及び勧告について

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、玉名郡南関町の区域のうち、大字三ツ川の区域を玉名市に編入する計画を定め、関係市町に勧告することについて貴会の意見をお伺いする。

昭和三〇年一月三〇日

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人

熊本県知事 桜井三郎 殿

市町の境界変更の計画及び勧告について

昭和三〇年一月三〇日付地第一二六六号をもって意見を求められた市町の境界変更の計画及び勧告については適当であるので、この旨答申する。

地第一二六六号の三

昭和三〇年二月一日

熊本県知事 桜井三郎

玉名郡南関町長

玉名市長 殿

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基く勧告について

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、玉名郡南関町の区域のうち、大字三ツ川の区域を玉名市に編入するよう勧告する。

地第一六八号の一

昭和三十一年二月一日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人 殿

市町村の廃置分合及び境界変更の計画

並びに勧告について

一 町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、下益城郡富合村大字三拾町のうち次の区域を宇土郡宇土町に編入する計画を定め、関係町村に勧告することについて貴会の意見をお伺いする。

富合村大字三拾町東田一番から七〇の一番まで

西田七一の一番から又九九番まで

横打一〇〇番から一三六番まで

野原町一三七の一番から二〇三番まで

壹町田二一五の一番から二七三番まで

堂本二七四番から三一四番まで

中島三一五番から三五九番まで

道越三六〇の一番から四〇八番まで

野口四〇九番から四七三番まで

前田四七四番から五〇四番まで

園田五〇五番から六〇二番まで

鋤崎六〇三の一番から七二四の二番まで

大川七二五番から七九六番の一番まで

二 町村合併促進法第三七条第一項第五号の規定に基き、八代郡昭和村を廃しその区域を八代市に編入する計画を定め、関係市村に勧告することについて貴会の意見をお伺いする。

昭和三十一年二月十七日

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人

熊本県知事 桜井三郎 殿

市町村の廃置分合及び境界変更の計画

並びに勧告について（答申）

昭和三十一年二月一六日付第一六八号の一をもって意見を求められた市町村の廃置分合及び境界変更の計画並びに勧告については適当であるので、この旨答申する。

地第一六八号の二

昭和三十一年二月一八日

熊本県知事 桜井三郎

下益城郡富合村長 殿

宇土郡宇土町長

町村合併促進法第二一条の三第一項の規定

に基づく勧告について

町村合併促進法第二一条の三第一項の規定に基き、下益城郡富合村大字三拾町のうち、次の区域を宇土郡宇土町に編入するよう勧告する。

（区域は諮問に同じ）

地第一九一号の一

昭和三十一年二月一八日

熊本県知事 桜井三郎

八代市長 殿

八代郡昭和村長

町村合併促進法第三七条第一一項第五号の規定

に基づく勧告について

町村合併促進法第三七条第一一項第五号の規定に基き、八代郡昭和村を廃し、その区域を八代市に編入するよう勧告する。

（区域は諮問に同じ）

町村合併完遂措置要領 (三一・一・三二)

町村合併の最終的整理の段階に対処して、中央からの指導督励を機会に関係町村に対する合併の周知徹底とその実現をはかるため、次の方法により促進をはかる。

- 一 知事総括の下に副知事、総務部長及び関係各部長を網羅して指導体制を強化する。
- 二 庁内において合併促進のための協議会を開催する。
- 三 各郡又は関係地区毎に促進協議会を開催し、副知事、総務部長又は関係部長の出席の下に合併の推進をはかる。
- 四 中央からの合併督励の場合は県全体の完遂講演会、促進座談会を開催し、全県下の合併の気運の醸成とその完成を期する。
- 五 県促進審議会委員に対して現地座談会又は協議会になるべく出席を求めらる。
- 六 未合併関係町村の促進協議会を早急に設置せしめる。
- 七 地方自治法第八条の二の規定に基き町村合併計画を早急に策定する。

町村合併の完遂及び新市町村の育成について

〔昭和三一・二・二四 地第二一六号〕
各地方事務所長あて 総務部長通知

町村合併の推進については、かねて貴職の格別の御尽力を願っているところであるが、町村合併を完遂し、新市町村の着実な建設を促進することは、地方自治の基礎を確立するため現下の急務であることにかんがみ、政府においては本月七日別紙（一）のように「町村合併の完遂に関する件」と閣議において決定し町村合併促進法の有効期間を延長することなく、本年一月三十一日町村合併推進本部決定「町村合併の完遂措置要領」に則り、町村合併促進法の有効期間中に町村合併の完遂を期する方針が定められた。

貴職におかれては、貴管下未合併町村についての合併の完遂に更に特段の努力をお願いする。

なお、合併後の新市町村の育成についても明年度予算において考慮され、更に今国会において必要な立法措置を講ずべく目下検討中であり、とりあえず町村合併推進本部の決定を経て新市町村建設方針（別紙二）が定められたので、

貴職においては、これに基き貴管下新町村の着実な建設が推進されるように新町村に対する指導を積極的に行うとともに、本県計画建設等の諸施策と関連し新町村育成のため必要な措置が総合的な見地からの確に講ぜられることとなるよう特に配慮されたい。

追って、右の趣旨を貴管下町村に対応しても連絡されたい。

(別紙一、二は省略)

町村合併の完遂及び新市町村の育成について

〔昭三一・二・二四 地第二一七号〕
各市長あて 総務部長通知

町村合併を完遂し、新市町村の着実な建設を促進することは、地方自治の基礎を確立するため現下の急務であることにかんがみ、政府においては、本月七日別紙(一)のように「町村合併の完遂に関する件」と閣議において決定し、町村合併促進法の有効期間を延長することなく、本年一月三十一日町村合併推進本部決定に則り町村合併の完遂を期する方針が定められた。

合併後の新市町村については明年度予算において或程度考慮され、更に、国会において必要な立法措置を講ずべく目下検討中であり、とりあえず町村合併推進本部の決定を経て新市町村建設方針(別紙二)が定められたので貴職におかれては、これに基き、着実な建設が推進されるとともに県の計画建設等の諸施策に関し、新市の育成のために必要な措置が総合的な見地からの確に講ぜられることとなるよう特に配慮されたい。

(別紙一、二は省略)

町村合併一覽表(昭和二八・一〇・一〇〜三二・九・三〇)

合併前の市町村名	同上人口	同上面積	合併後の市町村名	同人口	同面積	合併年月日	合併の種類
八代市	四七、六五九	二七、〇八	八代市	同	同	二九・四・一	編入
金剛村	五、八四四	二、三・七〇					
高田村	六、〇二二	九、〇四					
八千把村	五、四八七	七、二三					
玉名町	一四、〇〇六	七、二二					
滑石町	四、三六九	六、一〇					
豊水村	二、三三八	四、〇〇	玉名市	四六、四八六	八、三三	二九・四・一	合併
石貫村	一、八四五	八、七〇					
玉名村	二、三三〇	四、九〇					

大道村	米田村	川辺村	八幡村	三玉村	平小城村	三岳村	山鹿町	下浦村	志柿村	楠浦村	栢宇土村	亀場村	本村	佐伊津村	本渡町	月瀬村	八嘉村	大浜町	築山村	伊倉村	梅林村	小田村
四、〇〇九	四、四九一	一、九三三	四、四八七	三、三三五	二、八九九	三、三九五	二、一九六五	四、四七四	三、〇九三	四、三三六	一、七四五	二、五七九	三、四二二	四、五三三	一、六五九三	一、六七	三、四七七	三、八七八	二、四〇八	五、六〇五	三、一五九	一、六九五
七、五	一〇、六六	七、三〇	六、三五	一五、八四	一六、一一	二、一六	二、二五四	一五、〇〇	二、二七〇	二、〇〇〇	一六、二〇	八、三〇	二、三、六〇	六、六〇	二、二、七〇	六、九〇	二、一、五〇	六、二、〇〇	八、〇〇〇	六、一、〇〇	七、五〇	四、三、〇〇
山鹿市								本渡市														
三七、四八三								四〇、七〇二														
八、七、七								二、四、〇														
二、九、四、二								二、九、四、二														
合体								合体														

木山町	山田村	尾ヶ石村	永水村	黒川村	内牧町	坂梨村	古城村	中通村	宮地町	広見村	岳間村	岩野村	東郷村	川沿村	花簇村	江田村	網津村	緑川村	轟村	花園村	宇土町				
三、五四	二、八九八	二、九七〇	二、七九九	八、〇〇二	六、九四四	二、二二七	二、四九九	二、〇〇七	六、〇四六	二、八九九	二、七四八	三、五八	二、八七五	二、四九九	一、八四七	四、〇七四	五、二七七	三、九三三	二、六三七	四、八〇六	六、八七七				
六、三七	三、三四一	三、六〇九	二、六二一	四、八二八	五、五八九	三、三二九	三、八二〇	二、五、三三	一、八七二	一、七六六	四、〇、二三	二、八、六〇	二、二九二	九、四四	七、五〇	八、一一	一、五、七六	九、二〇	七、五七	二、二、〇六	三、三、三				
益城町	阿蘇町					一の宮町					鹿北村					菊水町					宇土町				
二、五、六六	三、三、五九三					二、三、七、元					九、一、八五					二、一、三、三五					三、三、五二				
六、六、〇六	九、八、七					二、〇、五、五三					八、六、三六					三、七、九七					四、七、八一				
二、九、四、一一	二、九、四、一一					二、九、四、一一					二、九、四、一一					二、九、四、一一					二、九、四、一一				
合体	合体					合体					合体					合体					合体				

三浦村	久玉村	魚貫村	深海村	牛深町	郡築村	八代市	湯島村	維和村	中村	登立町	上村	神瀬村	渡村	一勝地村	野津村	吉野村	和鹿島村	津森村	福田村	飯野村	広安村
二、四〇	五、六九五	四、九七一	四、〇〇五	一、九、四四	四、六三二	六、五、〇一	一、七三	三、三三二	六、五、五	八、三三一	六、七、六	三、四七	三、六八	五、〇七九	二、七八	三、一四三	四、三〇四	四、六四九	三、六三二	四、九六	四、七、五
二、三、八三	二、三、七	一、六、二六	一、八、六	一、五、二三	一、〇、一九	一、五、〇二	〇、七	六、七、六	二、三、二八	一、〇、九三	八、〇、四	六、六、五	四、一、二二	九、二、九四	三、九	七、八	八、六	二、〇、六二	一、三、〇二	一、六、三三	九、七
	牛深市			八代市		大矢野町				球磨村			竜北村								
	三、六、五五			六、九、六三		二、六、八七				二、三、二八			一、〇、一四								
	九、六、五三			六、七、三		三、八、七				二、〇、七、六七			二、〇、三、九四								
	二、九、七二			二、九、七二		二、九、四二				二、九、四二			二、九、四二								
	合体			編入		合体				合体			合体								

清泉村	加茂川村	下岳村	久連木村	椎原村	樺木村	葉木村	仁田尾村	栗木村	柿柏村	小天村	玉水村	の不知火部	走潟村	宇土町	秋津村	熊本市	大田村	樋島村	高戸村
二、四八二	三、五五七	二、二七	一、九六	一、六六	三、八二	二、〇四	三、八八	一、六九九	二、六四九	五、五三	四、〇〇七	一、六二	二、〇八一	二、三、五一	三、八八四	二、八三、〇三四	三、〇五二	三、五五一	二、六六
八、九三	五、九七	一、九、八五	二、〇、三	一、四、二五	三、三、九三	三、三、六四	三、三、五	三、三、九四	五、七、七五	二、一、〇	五、〇	〇、三三	四、三	四、七、八一	六、六〇	九、六、六五	七、五四	三、七三	六、二五
七城村					泉村				天水村				宇土町		熊本市			竜ヶ岳村	
八、五二					七、九、二				九、五〇				二、五、五四		二、六、九八			九、三、九	
					三、七、〇				二、二、六九				五、四、四		二、〇、一、〇三			一、七、五	
					二、九、一〇				二、九、一〇				二、九、一〇		二、九、一〇			二、九、七二	
	合体				合体				合体			(境界変更)	編入		編入			合体	

滝水村	御船町	吉松村	山本村	田原村	菱形村	桜井村	山東村	植木町	年弥村	中山村	豊川村	豊福村	当尾村	松橋町	富津村	新合村	一町田村	大多尾村	碓石村 (中田村)	列石村	中田碓石	宮地村
三〇七四	七二五八	四一八五	三七八二	二九四九	三三三三	三八二七	二七五六	二二五二	三九六六	五六五九	四〇七九	四七三〇	五五五六	四一九九	三八九二	一八九三	五八八〇	二三四四	一八九九	一八九九	四二四四	
二五・五〇	五・二二	八・九九	二二・二六	九・九三	一〇・九九	六・四三	九・一八	一・五二	三・三三	一九・二四	三・七九	二・三四	一六・三三	一・五八	二・九五	一八・二五	五・三三	二・〇五	一六・〇〇	三・七〇	三・七〇	
御船町				植木町			中央村			松橋町			河津町			新和村						
二二・三八三				二二・一四四			九・五七五			一八・六五五			二一・六八五			八・三八七						
九七・五六				五九・二九			五・〇四六			四二・〇二			九五・四二			六〇・七五						
三〇・一一				三〇・一一			三〇・一一			二九・三二			二九・二二			二九・二二						
合体				合体			合体			合体			合体			合体					合体	

村小山戸島	供合村	広畑村	富岡町	坂瀬川村	志岐村	吉尾村	大野村	佐敷町	乙女村	白旗村	龍野村	宮内村	甲佐町	六嘉村	大島村	小坂村	陣村	豊秋村	高木村	木倉村
三・八五七	三・六四	三・四九	四・〇五九	四・〇六五	五・一五八	三・五五九	四・五二	二・四二四	四・四六六	三・四〇二	二・八三三	二・五六二	六・六七二	四・五五	四・四六	七四五	四・五	八二	一・七五五	二・九二
	七・八七	八・八一	三・七〇	一五・三三	二五・八〇	三・四〇七	五・五二	四・七	一四・三六	七・四五	三・三七	一四・〇〇	九・一五	八・四	八・九九	一・六五	一・二〇	一・七七	四・九五	八・四五
託麻村			荅北町		芦北町		甲佐町					嘉島村								
一〇・九九〇			二二・三〇		一九・五四		一九・九五					八・六二								
二九・八四			四・八三		一四・三〇		五・三三					一七・二三								
三〇・一一			三〇・一一		三〇・一一		三〇・一一					三〇・一一								
合体			合体		合体		合体					合体								

松尾村	熊本市	山北村	木葉村	豊田村	杉上村	隈庄町	河俣村	種山村	文政村	有佐村	鏡町	御岳村	白糸村	下矢部村	浜町	大岳村	郡浦村	戸馳村	三角町
四・〇七二	二八六・九一八	四四六二	三、九〇三	六、〇〇八	五、六四七	五、四四二	二、二八〇	三、七二七	七、八五五	四、三九九	一〇、九九八	三、七三三	三、七三三	三、三三三	六、六二七	二、四二四	四、六七五	三、〇五六	八、四四五
三・一一	一〇八・五	一六・兜	七・六七	一八・兜	二二・五	六・二二	四・二七	二四・四五	二四・元	四・四七	一〇・〇七	二四・九	八七・兜	三〇・〇五	二〇・七一	一〇・〇〇	一七・九二	七・七〇	一四・二五
熊本市	玉東村	城南町	東陽町	鏡町	矢部町	三角町													
二九〇、九九〇	八三六五	一七、二九七	五、九九七	三、三三〇	一七、四六六	一八、六〇〇													
一三・六九	二四・一六	三七・一九	六五・七二	三八・八三	六三・二三	四九・八七													
三〇・四・二	三〇・三・二	三〇・三・二	三〇・二・二	三〇・二・二	三〇・二・二	三〇・二・二													
編入	合体	合体	合体	合体	合体	合体													

米富村	賢木村	大原村	坂下村	南関村	鍋村	高道村	睦合村	大野村	東砥用町	砥用町	河江村	小野部田村	並建列村 (白石村 島口村)	藤富村	八分字村	日奈久町	宮地村	八代市
二、二九五	五、八六	三、六四	三、二二五	五、七三五	三、九七三	四、〇四二	二、五八一	三、七九	六、四〇五	八、三八	五、六三	二、八六一	三、〇〇五	二、一五〇	二、四〇六	七、三九	四、八〇	六、九六三
二、二四五	二、一三五	一、三三七	一〇、八九	一九、〇八	六、七四	七、一九	六、三四	五、一七	四、〇七八	五、一九八	七、八八	六、八六	五、四〇	三、二〇	三、七	一、三八〇	二、五	六、七・二
	南関町					岱明村			砥用町		益南村		飽田村				八代市	
	二〇、〇七九					三、七五			二、四七三		八、四九二		八、五				八、〇〇西	
	七・九四					二、五四			九、二六七		一、四・七四		二、三・三				一〇・五	
	三〇・四・一					三〇・四・一			三〇・四・一		三〇・四・一		三〇・四・一				三〇・四・一	
	合体					合体			合体		合体		合体				編入	

久米村	黒肥地村	多良木村	色見村	草部村	高森町	七城村の一部	泗水村	田島村	白水村	原水村	津田村	中富村	稲田村	来民町	城北村	内田村	六郷村	緑村	神尾村	春富村
四九九	五三四 八六一	二七・九〇	一、九三	三、四六 四	三、四六 四	三七	八三四 五	一、九一	二、六八	四一五 八	五三〇 四	三、三三 四	三、四一 九	五七九	四九五 七	四五三 三	三、九九 四	三、三八 九	三、五〇	三、八四
一五・六〇	三六・〇〇	二七・九〇	三三・三六	五・四 五	一五・五九	一・一六	一九・七 六	五・三 八	二・八 三	三・八 六	二・六 四	六・七 二	六・六 三	五・七 〇	九・七 一	四・四 四	一八・九 九	二〇・七 〇	三・五 〇	三・九 〇
	多良木町			高森町			泗水町			菊陽村			鹿本町		菊鹿村				三加和村	
一九〇三				一〇・二 五			一〇・六 五		二二・一 〇〇				二二・三 七二		一三・四 五〇				一〇・六 三三	
〇一・七〇				〇五・四 九			二六・三 〇		三七・三 三				一九・〇 三		八・一				五九・七 五	
三〇・四・				三〇・四・			三〇・四・		三〇・四・				三〇・四・		三〇・四・				三〇・四・	
合体	合体			合体			(境界変更) 合体		合体			合体		合体				合体		合体

浦底村	宮田村	水上村	西武村	一武村	山内村	千田村	米野岳村	川上村	西里村	城河原村	手野村	二江町	鬼池村	御領村	杉合村	守富村	河内良村	教内村	阿村	今村
二、四五 四	二、八五 二	四、三三 四	四、八四 四	四、三三 三	一、九四 三	三、九三 三	三、〇七 七	五、九四 四	六、八九 九	二、三六 二	二、四九 九	四、八四 三	三、四五 五	五、六〇 四	四、九八 八	五、九七 三	三、〇五 九	三、〇五 九	三、三三 四	五、九〇 〇
二・二〇	五・五 元	三三・七 一	三九・二 〇	三三・二 四	九・二 五	九・八 二	二・九 八	二・四 〇	二・五 〇	二・四 九	二・二 元	五・二 七	六・八 八	二・〇 八	七・七 三	二・二 九	二六・二	二六・二	五・三 七	一九・八 三
倉岳村			錦村		鹿央村			北部村				五和町		富合村					松島村	
八〇・七 二			一三・八 九		八九・〇 三			一一・三 八				一九・三 七		一〇・九 四					一三・三 四	
三五・八 五			八四・〇 五		三三・〇 四			二九・一 〇				五〇・三 八		二〇・六 四					五・三 三	
三〇・七・			三〇・七・		三〇・七・			三〇・七・				三〇・五・		三〇・四・					三〇・四・	
合体			合体		合体			合体				合体		合体					合体	

昭 和 村	八 代 市	熊 本 市 託 麻 村 の 一 部	玉 名 市 南 関 町 の 一 部	宇 土 町 の 一 部 松 橋 町	千 丁 村	八 代 市 の 一 部 千 丁 村 の 一 部	宮 原 町	鏡 町 の 一 部	長 洲 町 清 里 村 の 一 部	荒 尾 市 清 里 村 の 一 部	中 央 村 の 一 部 砥 用 町
一、七七一	九〇、六〇六	二九〇、九九〇 一、五七四	四七、四九八 一、五四一						八、三五五 一、八〇八	六四、二〇七 三、二二三	八七 一四、七三三
五、七八	一〇、三、三三	三、三、六九 三、五、三	八、二、二〇 七、三、四五						二、七 一、七七	五、〇、五 四、二、九	一、五、三六 九、二、七六
八代市	熊本市	玉名市	松橋町	千丁村	八代市	宮原町	長洲町	荒尾市	砥用町		
九、一〇、〇〇	二九、一、五、四	四七、七八					一〇、〇、四三	六七、三七	一五、六、五		
二〇、一、〇	二五、三、二	八、五、五					四、四、七	六三、三、四	一〇、八、二、四		
三、四、一	三、四、一	三、二、一	三〇、三、一	三〇、三、一	三〇、三、一	三〇、一〇、二、五	三〇、七、二〇	三〇、七、二〇	三〇、七、二〇		
編入	境界変更	境界変更	境界変更	境界変更	境界変更	境界変更	編入	編入	境界変更		

瀬 田 村 の 一 部	平 真 城 村	陣 内 村	大 津 村	旭 志 村 護 川 村 の 一 部	小 峰 村	朝 日 村	島 子 村	下 津 浦 村	上 津 浦 村	須 子 村 (大 浦 村 列 村)	大 浦 須 子 村	楠 浦 村	赤 崎 町	北 合 志 村	旭 野 村	河 浦 町 宮 野 河 内 村	富 合 村 の 一 部	宇 土 町
一、八三八	二、三三八	三、九三三	九、三〇五	五、六九六 一、六二一	三、七三七	三、三、五	二、八三〇	一、二七七	二、二三五	二、八九九	一、七、四	二、三〇二	二、五、四	二、一、四九	二、一、六五	二、七、八	二、五、五九 七、七	五、二、七
一三、三、五	三、五、七四	六、七、四	二、一、九一	四、二、三三 八、〇、五	五、一、二、三	五、一、二、三	二、一、六三	八、八、八五	二、二、四	二、一、二二	二、一、二二	二、一、五	五、四、九	二、四、二六	一、六、九七	一、九、六六	〇、六、四	五、二、七
大津村	旭志村	清和村	有明村	旭志村	河浦町	宇土町												
三、三、四三	七、三、七七	七、三、二二	三、三、〇、四三	七、三、七七	二、四、四、三三	二、六、二、六八								五、六、六六	一、四、四、三三	二、六、二、六八		
五、四、四	四、九、二六	二、一、三	六、〇、七	四、九、二六	五、一、〇	五、一、九								四、一、三三	五、一、〇	五、一、九		
三、八、一	三、八、一	三、七、一	三、六、一	三、八、一	三、四、一	三、四、一								三、五、一	三、四、一	三、四、一		
合体	編入	合体	合体	編入	編入	境界変更								合体	編入	編入		

大 江 村	高 浜 村	下 田 村	福 連 木 村	四 浦 村	川 村	戸 崎 村	花 房 村	菊 池 村	迫 間 村	龍 門 村	水 源 村	河 原 町	隈 府 町	久 木 野 村	水 俣 市	一 部 有 明 村 の	松 島 村	一 部 瀬 田 村 の	長 陽 村	一 部 錦 野 村 の	護 川 村 の
三 七 六	四 七 三	二 四 六	一 一 九	二 九 六	五 八 七	二 一 五	一 六 八	四 二 九	三 六 四	三 〇 九	四 四 七	三 九 六	二 七 八	三 二 五	四 六 三	一 〇 六	二 三 五	一 五 七	四 八 四	二 七 四	三 二 〇
一 四 ・ 五 三	三 ・ 六 六	二 ・ 六 二	一 六 ・ 九 三	六 四 ・ 三 五	三 〇 ・ 四 三	五 ・ 六 六	六 ・ 六 八	四 七 ・ 五 二	一 八 ・ 二 三	七 七 ・ 〇 〇	一 三 ・ 六 七	三 ・ 七 六	四 〇 ・ 〇 二	二 四 ・ 〇 〇	二 〇 ・ 三 四 七	二 ・ 三 五	八 ・ 〇 五	三 ・ 七 四	一 二 ・ 五 三	一 四 ・ 八 七	
	天 草 町		相 良 村		菊 池 町									水 俣 市	松 島 村		長 陽 村				
	三 ・ 三 三		八 八 〇 九		三 四 九 五 四									四 六 三 三	二 三 ・ 四 三		六 四 五				
	八 四 ・ 七 四		九 四 ・ 七 八		一 七 八 九 二									二 四 ・ 〇 〇	五 一 ・ 六 五 七		三 九 ・ 七 九				
	三 ・ 九 ・ 三		三 ・ 九 ・ 一		三 ・ 九 ・ 一									三 ・ 九 ・ 一	三 ・ 八 ・ 一		三 ・ 八 ・ 一				
	合 体		合 体		合 体									編 入	境 界 変 更		編 入				

	都 呂 呂 村	荅 北 町	菅 尾 村	柏 村	馬 見 原 町	六 栄 村	腹 赤 村	松 合 村	不 知 火 村	川 口 村	内 田 村	中 緑 村	口 村	奥 古 閑 村	芳 野 村	河 内 村
	三 一 七	二 三 〇	一 ・ 八 八	四 二 九	三 ・ 四 六	三 ・ 三 六	三 ・ 八 一	五 一 〇	六 ・ 七 八	三 ・ 五 六	二 ・ 六 一	一 ・ 七 二	四 ・ 五 七		三 ・ 二 八 五	七 ・ 四 四
	三 ・ 四 三	四 ・ 八 三	二 ・ 六 二	七 四 ・ 二 四	二 四 ・ 三	七 ・ 九 〇	四 ・ 五 〇	一 四 ・ 二 四	一 五 ・ 〇 八	三 ・ 五 〇	五 ・ 〇 九	三 ・ 三 三	七 ・ 三 二		二 三 ・ 九 五	一 三 ・ 〇 〇
		荅 北 町		蘇 陽 町		腹 栄 村		不 知 火 町				天 明 村				河 内 野 村
	一 六 三 一			九 五 七 〇		七 二 五		二 一 八 二				二 ・ 五 六				一 〇 七 〇 九
	六 七 ・ 二 六			二 〇 〇 六		二 二 四 〇		二 九 三 三				二 九 三 三				三 五 ・ 九 五
	三 ・ 九 ・ 三 〇			三 ・ 九 ・ 三 〇		三 ・ 九 ・ 三 〇		三 ・ 九 ・ 三 〇				三 ・ 九 ・ 三 〇				三 ・ 九 ・ 三 〇
	編 入			合 体		合 体		合 体				合 体				合 体